

# 北九州市の地域福祉 2021～2025 【素案】

(令和 3 年度～令和 7 年度)



# 目次

## 第1章 「北九州市の地域福祉」の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 取り組みの期間
- 3 「北九州市の地域福祉」の位置付け

## 第2章 地域をとりまく現状

- 1 少子高齢化の状況
- 2 要介護認定者・障害のある人などの状況
- 3 家族形態や地域のつながりの変化

## 第3章 これまでの取り組みと今後の課題

- 1 「北九州市の地域福祉2011～2020」における取り組み
- 2 中間見直し強化プランにおいて策定した「充実・強化すべき13の方向性」
- 3 今後の課題

## 第4章 「北九州市の地域福祉2021～2025」の基本的な考え方

- 1 地域福祉の推進にあたっての考え方
- 2 地域福祉計画における圏域の考え方
- 3 基本理念と基本目標
- 4 「北九州市の地域福祉2021～2025」の体系

## 第5章 基本目標ごとの取り組み

- 基本目標1 支え合いの気持ちを育もう
- 基本目標2 支え合いの輪を広げよう
- 基本目標3 支え合いの輪につなげよう

## 第6章 計画の進捗状況の把握と評価

- 1 推進体制
- 2 評価の考え方と指標
- 3 「北九州市SDGs未来都市計画」との関係

# 第1章 「北九州市の地域福祉」の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくことです。

これまで本市では、平成5年に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を定めて以降、平成18年には社会福祉法に基づく地域福祉計画を基本とした「健康福祉北九州総合計画」を策定、平成23年には新たな地域福祉計画として「北九州市の地域福祉2011～2020」（平成29年に「中間見直しプラン」）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、少子高齢化や人口減少のさらなる進展、一人暮らし高齢者の増加、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。あわせて、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。行政による福祉サービスはもちろんのこと、地域住民などによる自発的な支え合いによる福祉も、今後よりいっそう必要になってきます。

地域福祉の主役は地域で暮らす住民の方々です。地域住民が主体となり、地域団体、福祉サービス等事業者、NPO・ボランティア団体、学校、企業など、地域で暮らし活動するすべての人々と行政も一体となって、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していくため、新たな地域福祉計画を策定するものです。

## 2 取組みの期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5ヶ年とします。

## 3 「北九州市の地域福祉」の位置付け

「北九州市の地域福祉2021～2025」は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」です。

また、市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として、

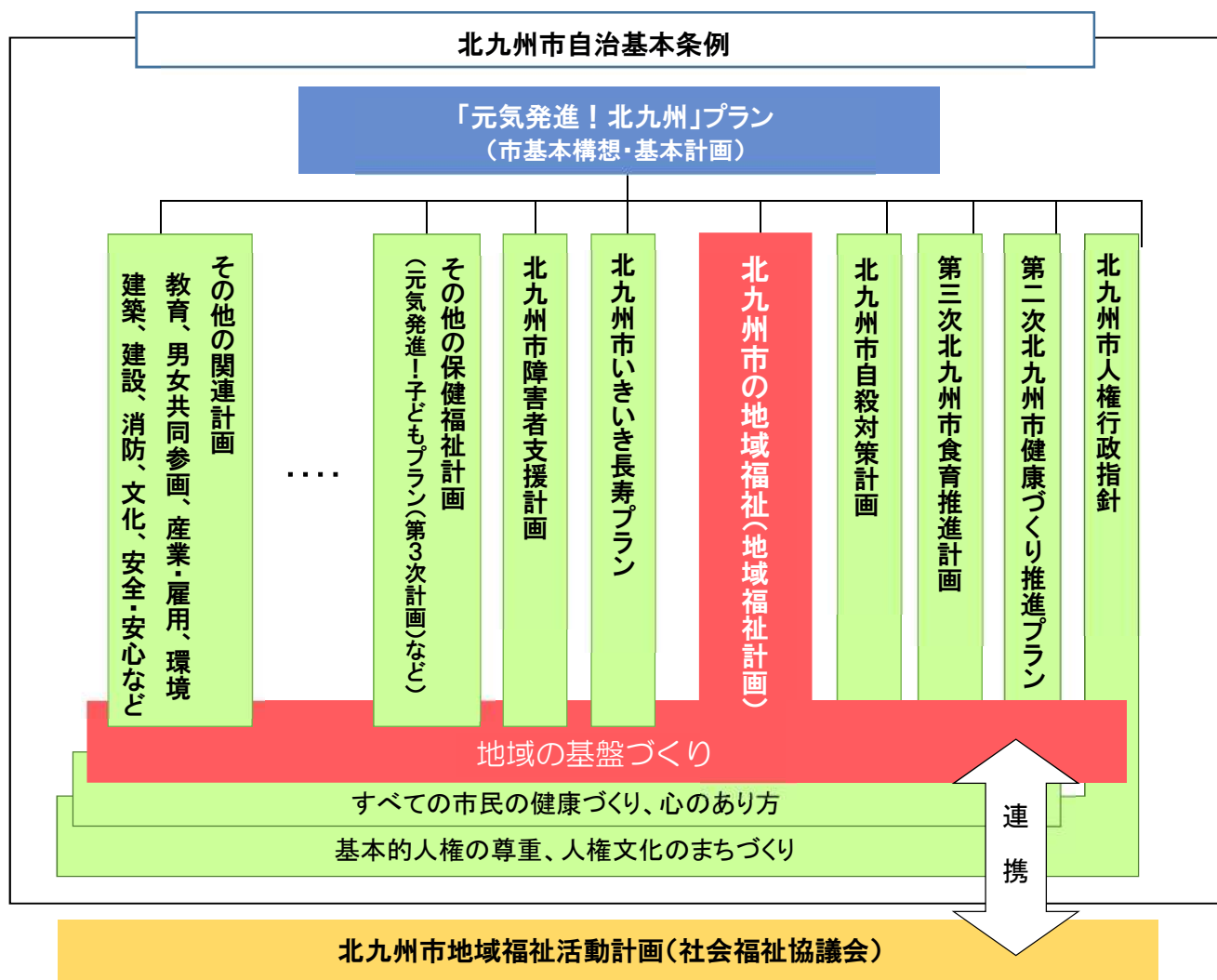
本市の地域福祉を推進するための理念や取組みを定めるものです。

「地域福祉計画」は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられており、本市においては、地域福祉を実現するために、行政はもとより、地域で暮らし活動するすべての人々が地域において取り組むべき基本的事項を定めています。

一方、高齢者や障害のある人などに対するサービス、市民の健康維持向上、子どもの健全育成や子育て支援のための具体的な取組みなど、各分野における個別の施策や事業については、それぞれの分野ごとに策定する計画において具体的な内容や整備目標などを定め、推進していくこととなります。つまり、個別の施策や事業は各分野の計画において定め、それが実際に展開される地域の基盤づくりを進めるのが、「北九州市の地域福祉2021～2025」ということとなります。

なお、地域福祉の推進を目的とする団体として、社会福祉協議会が中心となり、民間の立場から地域福祉活動を促進する「北九州市地域福祉活動計画」が策定されています。この活動計画の取組みと緊密な連携を図り、それぞれの役割をしっかりと果たすことによって、「北九州市の地域福祉」を推進していきます。

### 【イメージ図】



## 第2章 地域をとりまく現状

### 1 少子高齢化の状況

#### (1) 高齢化の状況

住民基本台帳による本市の総人口は令和2年3月31日現在 946,338人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は290,873人となっています。総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は30.7%であり、市民の約3.3人に1人が高齢者となっています。

今後もさらに高齢化は進行し、令和27年には高齢化率が37.8%、市民の2.6人に1人が高齢者になると予想されています。（図表2-1）

また、65歳以上の高齢者人口と15～64歳の生産年齢人口の比率を見ると、昭和45年には1人の高齢者に対して11.8人の生産年齢人口がいたのに対して、令和元年には1.9人の生産年齢人口となっており、大幅に減少しています。（図表2-2）今後、少子高齢化の進行とともに支え手とされる生産年齢人口の割合はさらに低下していくと予想されます。このことから、年齢にかかわらず、地域に暮らす人それぞれが持つ力を生かして、積極的に地域で活動していくことが求められていると言えます。

図表2-1 高齢化率の推移

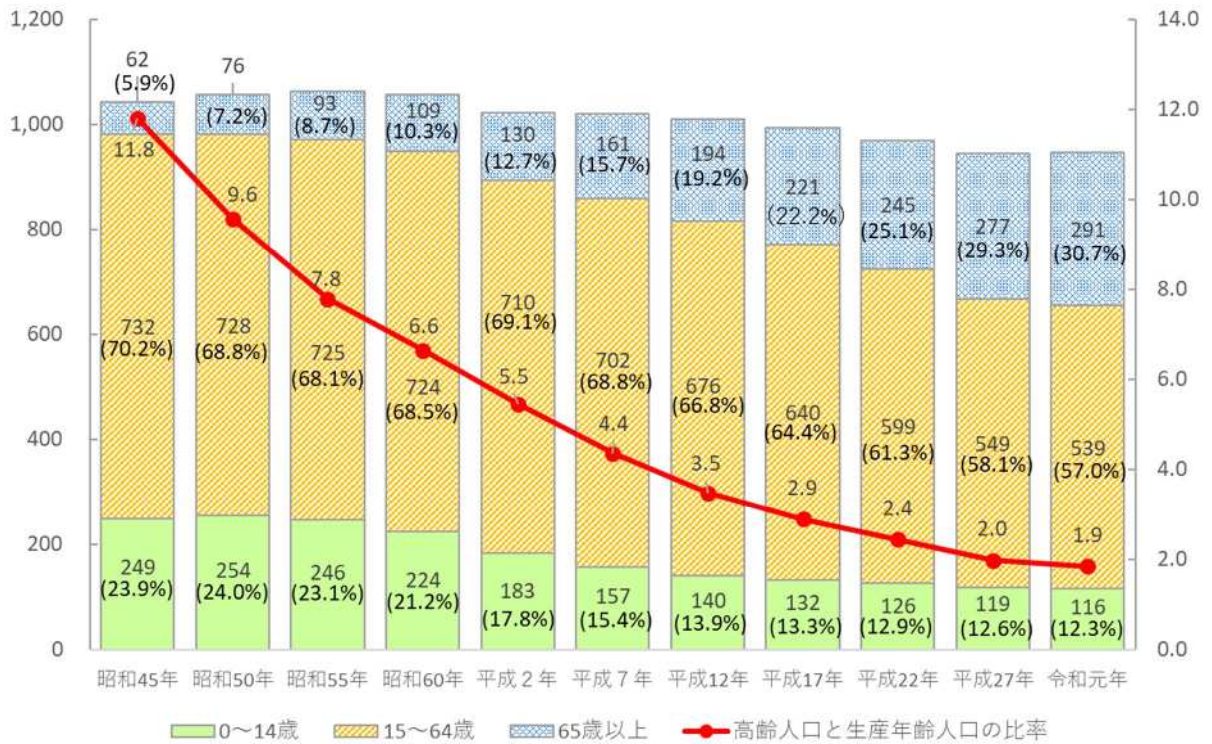


※平成27年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、

令和2年は北九州市が住民基本台帳（令和2年3月31日現在）、全国が総務省統計局「人口推計（令和2年4月1日現在（概算値）」、

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成30年推計）

図表 2-2 年齢三区分の人口の推移（北九州市）



※平成 27 年までは総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）、  
令和 2 年は住民基本台帳（令和 2 年 3 月 31 日現在）

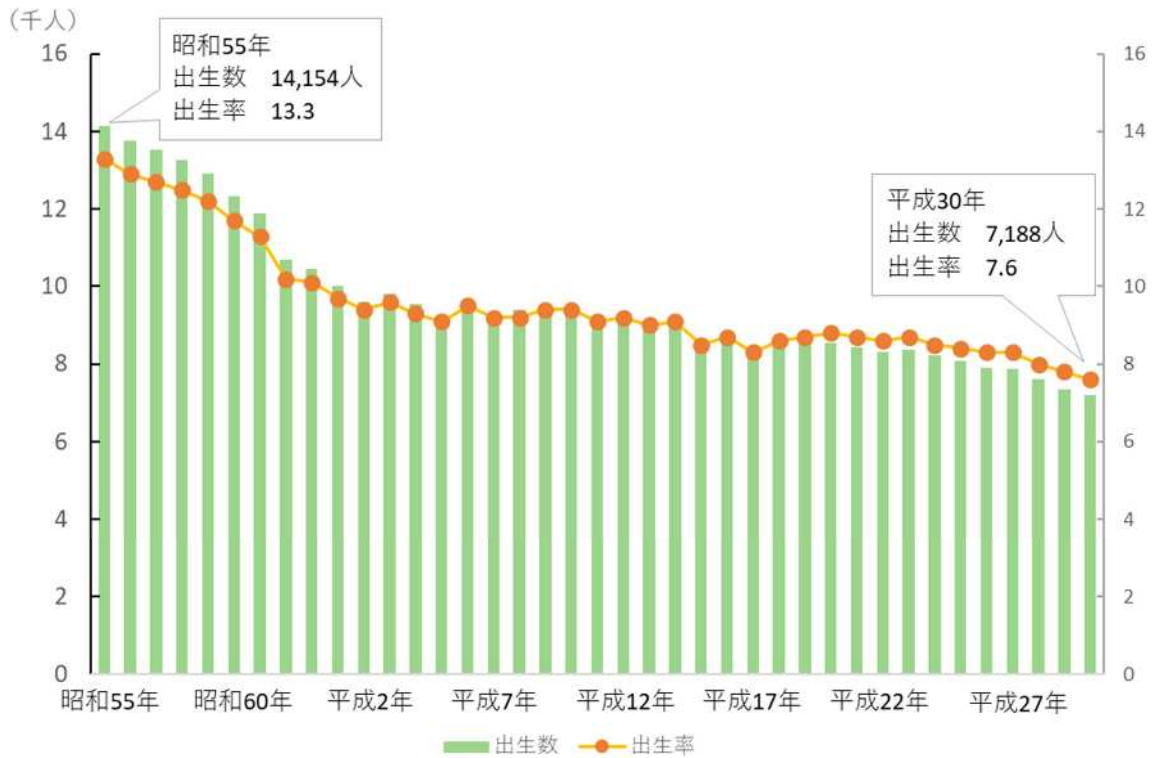
## （2）少子化の状況

本市の平成 30 年の出生数は 7,188 人、出生率（人口千対）は 7.6（全国 7.4）となっており、過去最低値を更新し続けています。（図表 2-3）

また、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は 1.61（全国 1.42）となっており、過去最低となった平成 17 年をわずかに上回っていますが、依然として人口置換水準（人口が長期的・安定的に維持される合計特殊出生率の水準。標準的な水準は 2.1 前後）を大きく下回る状況が続いており、このままでは人口は減少し続けることとなります。（図表 2-4）

本市においては、令和元年 11 月に策定した「元気発進！子どもプラン（第 3 次計画）」により、様々な子育て支援施策を実施することとしています。地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

図表 2-3 子どもの出生率・出生数の推移（北九州）



※平成 27 年までは北九州市保健福祉局「衛生統計年報」、平成 28 年は北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課集計、平成 29 年以降は北九州市保健福祉局医務薬務課集計

図表 2-4 合計特殊出生率の推移



※平成 27 年までは北九州市保健福祉局「衛生統計年報」、平成 28 年は北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課集計、平成 29 年以降は北九州市保健福祉局医務薬務課集計  
 全国は厚生労働省「人口動態統計」



## 2 要介護認定者・障害のある人などの状況

### (1) 要介護認定者・認知症高齢者の状況

平成12年4月の介護保険制度創設以降、要介護認定者数（要支援及び要介護の認定を受けている人の数）や、要介護認定率（65歳以上の被保険者に対する要介護認定者数の割合）は、当初は大幅な上昇傾向にありましたが、ここ数年の状況を見ると、微増の傾向にあります。（図表2-5）

また、65歳以上の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上の認定者）及び65歳以上に占める認知症高齢者の割合についても少しずつ増加している状況です。（図表2-6）

今後も、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、75歳以上の高齢者が増加することから、要介護認定者数や要介護認定率、認知症高齢者数は上昇すると見込まれます。

その一方で、介護が必要となっても住み慣れた地域での生活を望む声は多く、介護保険によるサービスやその他の保健福祉サービスなどの行政サービスの提供に加えて、地域での日ごろからの見守り・助け合いが非常に重要です。また、高齢者を介護する家族の負担軽減を図る取組みも求められています。

図表 2-5 要介護認定者数及び要介護認定率の推移



※北九州市は「北九州市の介護保険（年報）」（北九州市）、全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」各年9月末現在

図表 2-6 65 歳以上の認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の認定者）数の推移



※介護保険要支援・要介護認定結果より集計、各年9月末現在

〈参考〉認知症高齢者の日常生活自立度

I	何らかの認知症を有するが、日常生活はほぼ自立
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが多少見られるが、誰かが注意していれば自立
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動などがみられ、介護を必要とする
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動などが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

## (2) 障害のある人の状況

令和2年3月31日現在、市内の障害のある人の数は75,001人となっています。(図表2-7)

障害のある人もない人も、同じように地域の中で日常生活を営むことが、あるべき社会の姿です。地域の中でその人らしい暮らしができるよう、福祉サービスの提供はもちろんのこと、地域に暮らす人の正しい理解や、お互いを尊重し支えあうことができる環境づくりの必要性がさらに高まっています。

図表 2-7 障害者数の推移（北九州市）



※保健福祉局障害福祉企画課（各年3月末）

身体障害のある人・知的障害のある人の数は障害者手帳交付数より、精神障害のある人の数は入院及び精神通院医療患者数より

### 3 家族形態や地域のつながりの変化

#### (1) 家庭内の支え合いの低下

少子高齢化の更なる進行、就学や就労に伴う転出、個人の価値観の多様化などに伴い、多世代家族は年々減少し、単身世帯が増え続けています。本市の平成27年における一世帯あたりの平均人数は2.19人となっており、少しずつ減少を続けています。

(図表2-8) また、高齢者のみの世帯、特に高齢者の単身世帯が大きく増加しています。(図表2-9)

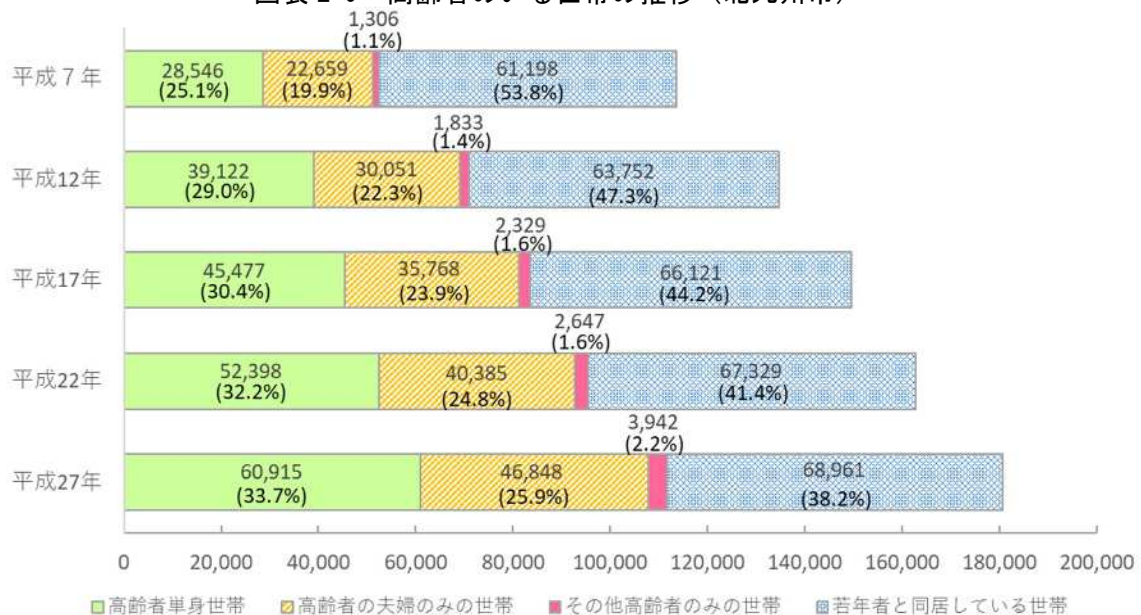
このような変化に伴って、家族相互の支え合いの機能は低下しているといわれています。家族同士の支え合いや助け合いは生活の基礎であり、たとえ離れていたとしても親子や兄弟姉妹などとの関係を改めて大切にしていくことが必要と考えられます。

図表 2-8 世帯数などの推移 (北九州市)



※総務省「国勢調査」

図表 2-9 高齢者のいる世帯の推移 (北九州市)





## (2) 地域の支え合いに対する考え方について

令和元年度に本市が実施した「地域福祉に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という)によると、地域における支え合いが必要または大切であると感じている人は85%を超えています。

その中で、「支え合いが大切だが現在の自分には必要ない」と答えた人の割合が全体の38.6%を占めていることから、地域での支え合いが大切だとは感じながらも、自分自身にとっての必要性は強く感じていない人が少なくありません。(図表 2-10)

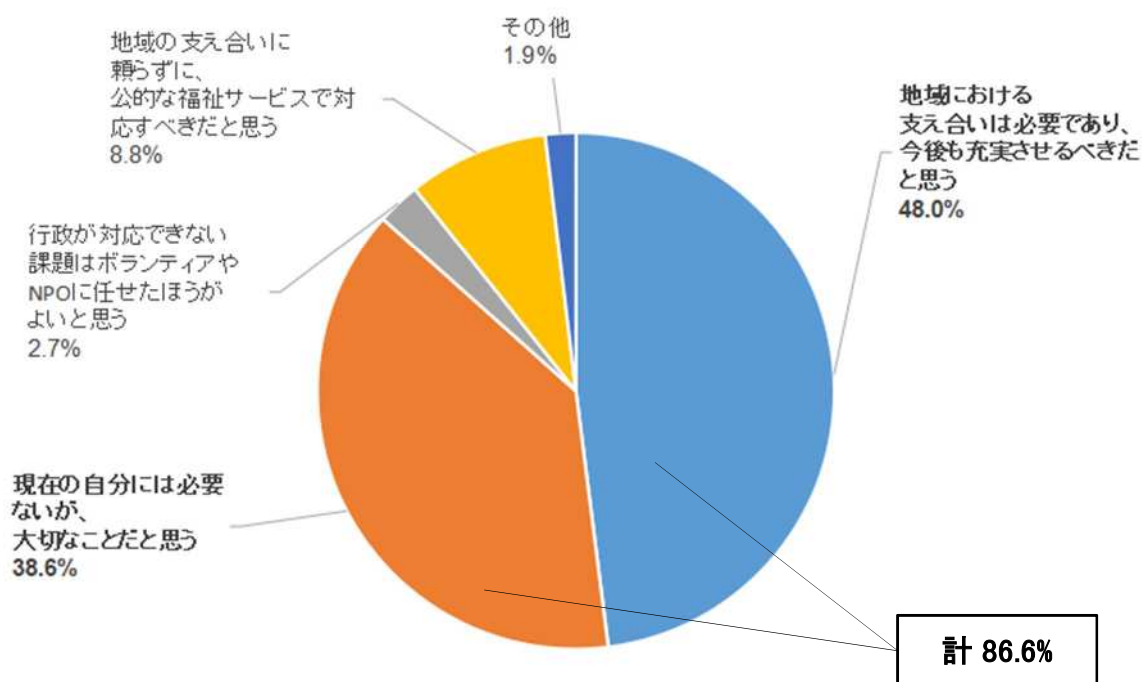
一方で、住民ができるだけ地域の中で生活できるようにしていくための3つの力について順位付けをしてもらったところ、

- 1位 個人の心がけや家族による、支え合い・助け合い(いわゆる自助)
- 2位 社会保険制度や行政機関によるサービスや支援(いわゆる公助)
- 3位 地域で暮らす人たちやボランティア・地域活動を行う人たち、様々な施設・事業所などによる、お互い様の気持ちによる支え合い・助け合い(いわゆる共助)

と、「地域での支え合い・助け合いの力」が最下位という結果になっています。

理想的な想いと現実的な想いの食い違いがあると思われますが、年齢や家族の形態、置かれている状況や特性などにかかわらず、地域に住む一人ひとりが、地域の課題について自分自身に関わりのあることとして考え、行動できるよう、支え合いの気持ちを育むことが今後必要になると考えます。

図表 2-10 地域における支え合いについての考え方



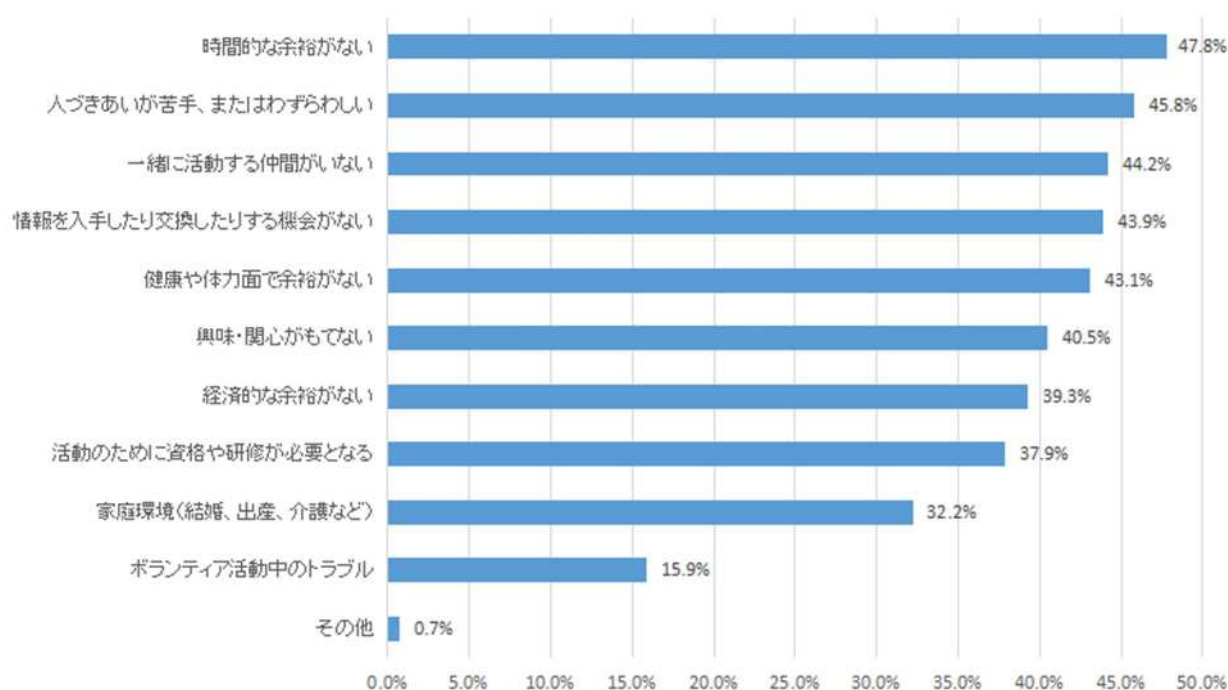
※地域福祉に関する市民意識調査

### (3) 地域活動への参画

地域をより良いものとするために活動している自治会・町内会などの地縁団体やボランティアなど、様々な地域活動に自発的に取り組む人材は非常に大切です。また「北九州市自治基本条例」では、市民は様々なコミュニティの活動に自由に参加でき、またその参加を通じて地域社会の維持、および形成に努めるものとされていますが、少子高齢化や生活様式の変化に伴い、自治会・町内会などの加入者は減少し、地域活動の担い手の高齢化が進行している状況です。

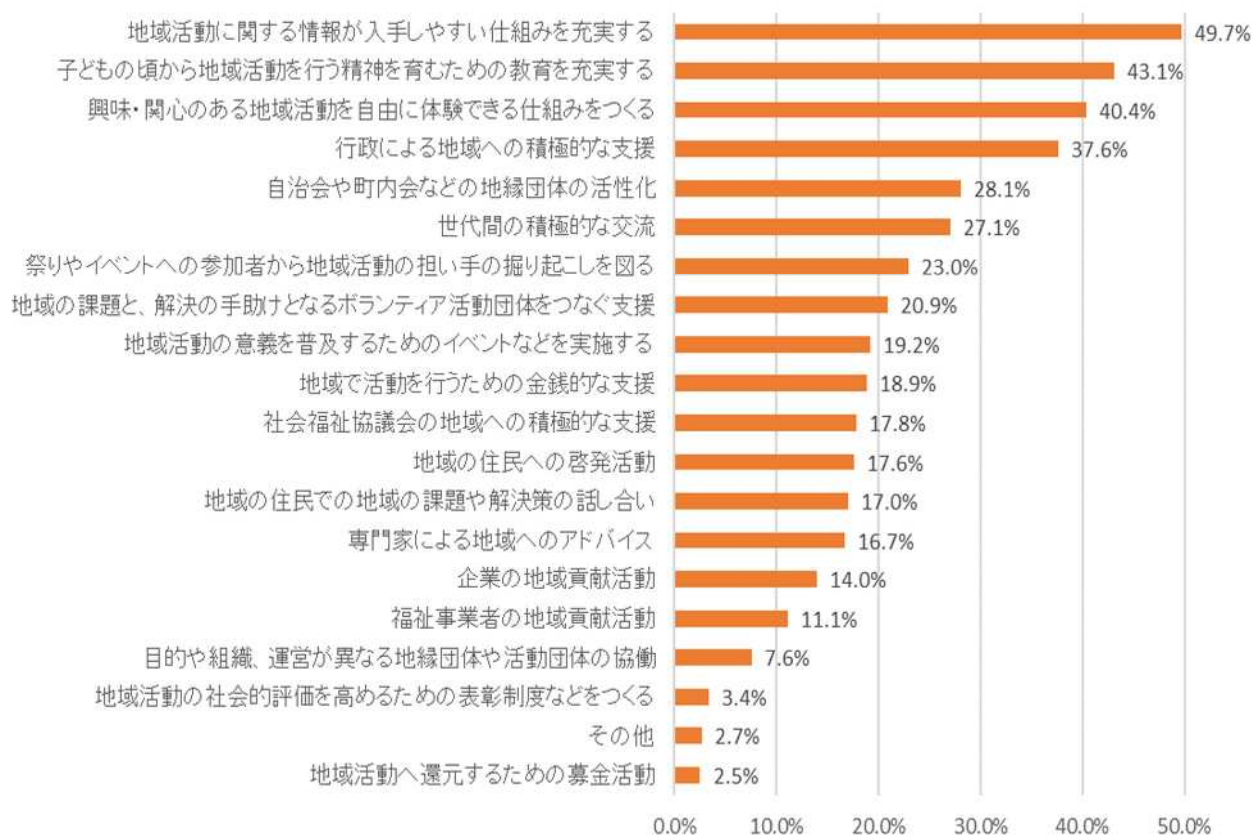
若い世代をはじめ、多くの人々の地域参加が求められている中で、「市民意識調査」において、ボランティアを始めるときの支障となると思っていることについて尋ねたところ、「時間的余裕がない」という回答が47.8%と最も多く、そのほかに「一緒に活動する仲間がいない」「情報を入手したり交換したりする機会がない」「健康や体力面で余裕がない」という理由が多くみられました。(図表 2-11) また、どうすれば地域活動が活性化するかという問いに対して、「地域活動に関する情報が入手しやすい仕組みを充実する」という回答が49.7%、「子どものころから地域活動を行う精神を育むための教育を充実する」が43.1%、興味・関心のある地域活動を自由に体験できる仕組みをつくる」が40.4%と多かったことから、子どもへの教育や情報提供のあり方の見直しを含め、地域活動に興味がある人が参加しやすい環境づくりが必要であると考えます。(図表 2-12)

図表 2-11 ボランティアを始めるときの支障になると思うこと



※地域福祉に関する市民意識調査

図表 2-12 どうすれば地域が活性化と思うか



※地域福祉に関する市民意識調査

### コラム：支え合いに対する若い世代の意識

「市民意識調査」において、「住民ができるだけ地域の中で生活できるようにしていくために大切な力が何か」という質問に対し、「地域での支え合い・助け合い」を1番と回答した人の年齢層について分析したところ、地域での支え合いや助け合いを重視しているのは比較的若い世代であるという結果が出ました。

近年、地域活動の担い手の高齢化が課題となっていますが、若い世代の中にも支え合いが大切であると考えている人が一定数いることから、そういった人たちが地域活動に参加するきっかけになるようなアプローチが必要です。

## 第3章 これまでの取組みと今後の課題

### 1 「北九州市の地域福祉 2011～2020」における取組み

本市では、「北九州市の地域福祉 2011～2020」における基本的理念を「市民一人ひとりがきずなを結び共に支え合う地域福祉のまちづくり」と定め、3つの基本目標とそれぞれの取組みの方向性を設定し、取り組んできました。

#### 【基本目標1】地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

##### ◆市民の地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉を実現するためには、市民一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚し、支え合いや助け合いなど地域福祉の重要性を理解し、行動に結び付けていく必要があることから、各種啓発活動に努め、家庭・地域・学校が連携した人権教育や福祉教育などを通じて、市民の地域福祉に対する意識の醸成を促してきました。

##### ◆お互いに支え合う関係づくりの促進

加齢などによる心身機能の低下や障害などに伴う生活上の問題を抱える人であっても、その人が持つ能力や意欲を生かして社会参加できるような環境の整備や、地域における市民の交流・ふれあいを促進するための各種事業などを推進するとともに情報発信に努めるなど、日常的に顔の見える、お互いに支え合う関係づくりを促進してきました。

#### 【基本目標2】地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進

##### ◆地域の保健福祉活動の促進

地域の保健福祉活動を活性化するため、地域情報の交換や地域における福祉活動の強化、地域におけるネットワークの充実・強化を進めるとともに、社会福祉協議会とも連携し、ボランティア情報の収集・提供の充実や、地域福祉の担い手となる地域リーダーやボランティアリーダーの育成を実施しました。

##### ◆支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築

支援を必要とする人が孤立しないように、地域ぐるみで支え合い・助け合いの精神を発揮できる支援ネットワークの充実・強化を図りました。

また、要介護認定を受けた一人暮らしの高齢者や障害のある人など、特別な支援を必要とする人に対する災害時の避難支援体制を整備してきました。



### 【基本目標3】必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり

#### ◆適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築

サービスの受け手側の視点に立ったわかりやすい情報提供の推進や、気軽に相談でき、必要なサービスの支援に迅速につなげるための体制の充実・強化を図りました。

また、高齢者や子育て中の人、障害のある人に対する行政サービスなど、行政としてしっかりと対応していくための体制を整備しました。

#### ◆新たな生活課題への対応

市民の生活様式の変化や価値観の多様化などによる、新たな生活課題に対して対応できるよう、ボランティアやNPOなど自発的な市民活動の育成や支援を行うとともに、様々な活動主体との連携・協働関係を構築してきました。

## 2 中間見直し強化プランにおいて策定した

### 「充実・強化すべき13の方向性」

「北九州市の地域福祉 2011～2020」の策定後、さらなる少子高齢化と人口減少社会の到来など、地域福祉を取り巻く環境が変化しており、「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の実現などが求められるようになりました。

このような地域福祉をめぐる環境変化を踏まえ、平成29年に「北九州市の地域福祉」の中間見直しを実施し、基本理念と基本目標は堅持しながら、今後強めるべき取組みの方向性や主体ごとの役割について「充実・強化すべき13の方向性」を定め、推進してきました。

#### ◆一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域」づくり

【方向性1】意識の醸成

【方向性2】交流の促進

【方向性3】地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築

【方向性4】ボランティア・互助活動の促進

【方向性5】NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化

【方向性6】多様な地域人材の育成と役割分担

#### ◆一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組み」づくり

【方向性7】本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

【方向性8】アウトリーチ・伴走型支援の充実

【方向性9】困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応

【方向性10】経済的自立の支援

【方向性11】健康づくりや認知症・介護予防の支援

【方向性12】介護・福祉サービスの生産性向上

【方向性13】多様な福祉専門人材の育成

## 2 今後の課題

このように、地域福祉の推進にあたってきましたが、地域をとりまく現状の変化やこれまでの地域福祉に係る取組みの中で、今後の地域福祉を推進するうえでの課題が見えてきました。

### 地域福祉に興味・関心を持ってもらうための広報・啓発

「市民意識調査」で明らかになったように、多くの市民は支え合いの重要性を感じているものの、実際の行動には十分に結びついていません。地域福祉に興味・関心を示さない人たちを含めて、地域の人に地域の一員として当事者意識を持ってもらい、さらに行動につなげていくための効果的な広報・啓発が求められます。

### 地域活動への参加を促す環境づくり

自治会などの地縁団体の加入率が年々低下するとともに、加入者の高齢化や役員のなり手不足などの問題で団体の活動が停滞している一方、若い世代を含め地域での支え合いを重視している人が少なくないことから、多くの地域住民が地域活動に積極的に参加できるような機会や場づくりが求められます。

また、地域に貢献したいと思っていたり、ボランティア活動に関心があっても、時間的・経済的な余裕がない、ボランティア等の十分な情報がないなどの理由で活動している人が少なくありません。仕事や家事・育児などの合間の時間で気軽にボランティア活動へ参加できるための情報の提供など、実際の行動に結びつくような取組みが必要です。

### 地域での見守り・助け合いのためのネットワークづくり

少子高齢化の進行や、コミュニティの機能が低下している中で、地域において支援を必要としている人を見守り、助け合うため、地域住民や地域団体、事業者、行政などが一体となって、地域課題に対応する必要があります。

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛など市民生活に大きな影響を与えました。感染症予防のための「新しい生活様式」を踏まえた見守り、支え合いを検討していく必要があります。

### 複雑・複合的な課題へ対応するための包括的な相談支援体制づくり

一人暮らしや少人数世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により家庭・地域の支援力が低下する中、ひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラーなど現在の制度だけでは対応が難しい課題や、複合的な課題を抱える世帯が増加していることから、分野を超えて関係機関が連携・協働する包括的な相談支援体制が必要となっています。

## 第4章 「北九州市の地域福祉2021～2025」の基本的な考え方

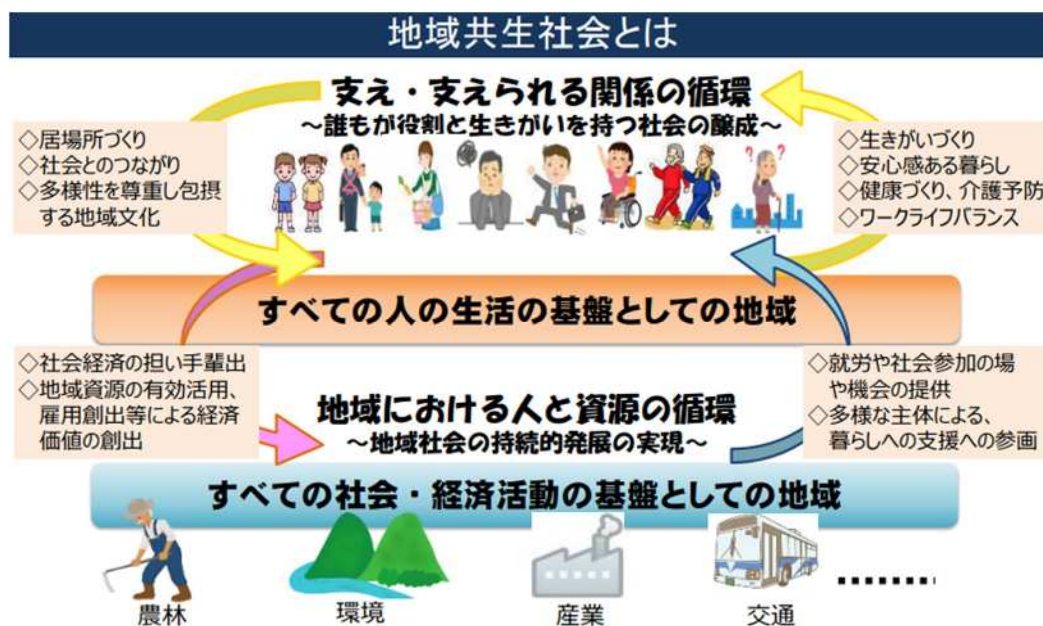
### 1 地域福祉の推進にあたっての考え方

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」

- 社会福祉法 第4条第1項 -

地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくため、社会福祉法の改正が行われ、新たに目指す方向性が示されています。

また、地域そのものを元気にするための取組みと、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進するための取組みは、別々のものではなく密接に関係しており、福祉の領域だけでなく、分野を超えた支え合いの関係ができることが、「地域共生社会」の実現に不可欠であるということが示されました。



地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割りの」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

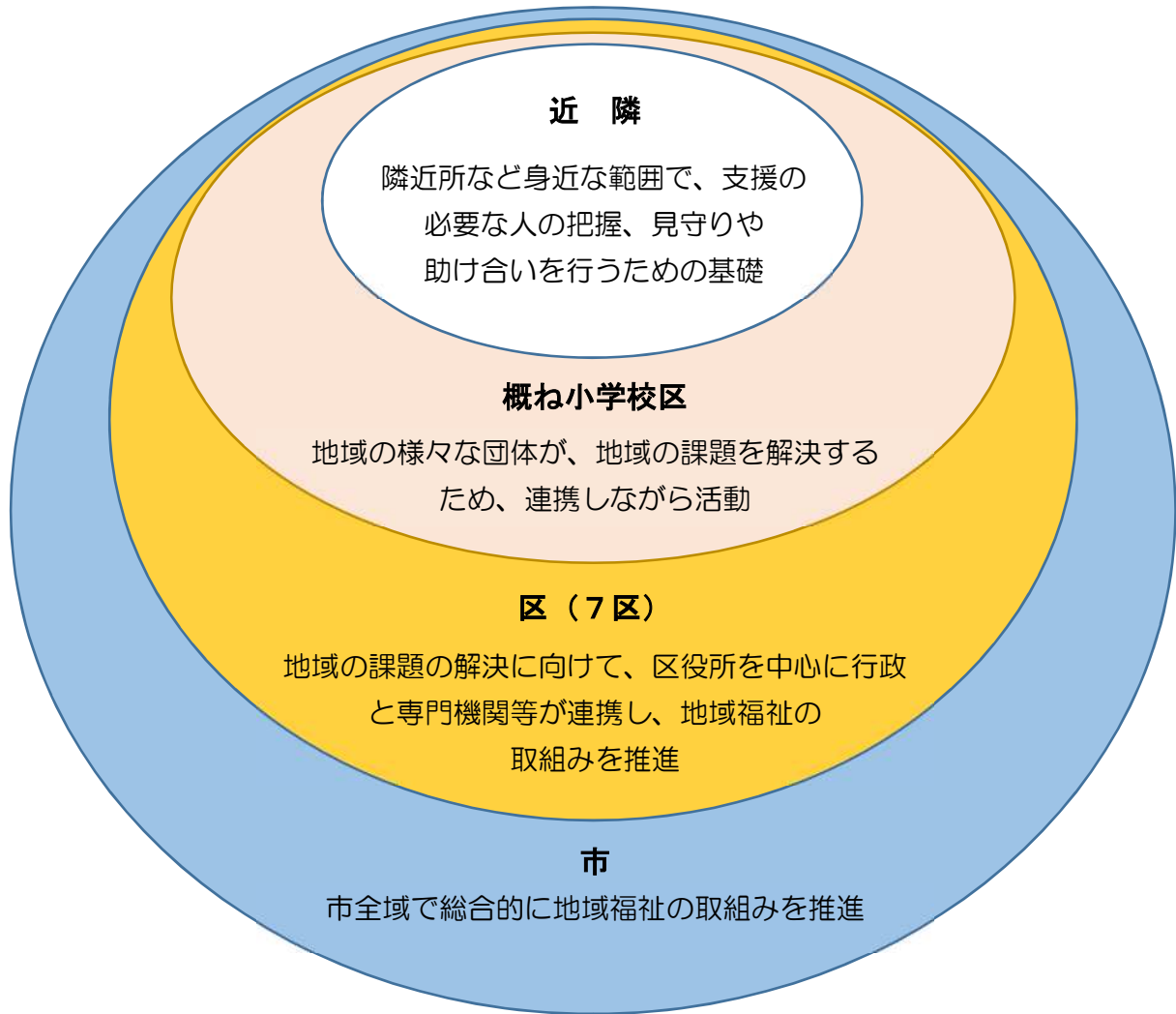
(出典 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ)

本市においても、高齢者、障害者、子どもを含め、すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのために、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域で活動するすべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、誰もが支え合う共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

## 2 地域福祉計画における圏域の考え方

地域住民が地域の課題を主体的に解決するためには、一定の範囲で検討や取組みを行うことが大切です。この計画では、本市の現状から考えて、基本的に4つの圏域に分け、それぞれの圏域に応じた支え合いの方策を考えていきます。



地域での支え合いは、身近であるほどお互いの顔が見える関係性がつくりやすく、無理のない範囲で活動できるため、近隣のエリアが最も望ましい単位と考えられます。

しかし、複雑な課題を抱えている人など、近隣だけでは解決することが難しい課題に対し柔軟な対応をするためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた連携を図ることも必要です。

なお、本市では地域生活を支えるため身近な相談窓口等を設置し、様々な相談を受けて必要な支援へつないだり、地域活動の支援等を行っていきます。

### 3 基本理念と基本目標

#### 基本理念

##### 地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり

住み慣れた地域で、自分らしく、すこやかに安心して楽しく暮らすことは多くの市民の願いです。

そのためには、地域にいるすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生のまちづくり」を実現していく必要があります。

地域には、高齢の人、障害のある人、介護が必要な人、子育て中の人、健康に不安を抱える人など、様々な人が暮らしています。そして地域によって、地理的条件やそこに暮らす住民の年齢層、資源や活動している団体などが異なっているため、それぞれが抱える課題やニーズ、そして強みも異なっています。

「地域」に含まれるのは地域住民だけではありません。

- ❖ 地域に所在している商店や企業
- ❖ 地域で福祉サービスを提供している事業者や医療や福祉等の施設
- ❖ 小・中学校、高校、大学などの教育機関
- ❖ 地域で活動しているボランティア団体やNPO法人
- ❖ 社会福祉協議会
- ❖ 行政機関

そして、その企業等で働いている人や団体に所属している人も地域の一員です。

この計画では、身近な地域のことを誰もが自分自身のこととして考え、地域の課題を地域の人々が主体となって解決できるよう、共に語り、共に考え、共に支え合うことで、地域の特性を生かした地域共生のまちづくりを目指します。

## 基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり3つの基本目標を設定します。

### 【基本目標1】 支え合いの気持ちを育もう

「地域共生のまちづくり」を実現するためには、地域の一人ひとりが、誰もが時には支え、時には支えられる関係にあることを理解し、「地域福祉」について関心を持つことが大切です。

基本目標1では、地域において支え合いの気持ちを育み、地域の特性を理解したうえで、見守りや交流などそれぞれができる範囲で行動できる意識を持つことを目指します。

### 【基本目標2】 支え合いの輪を広げよう

「地域共生のまちづくり」を推進するためには、地域の一人ひとりの意識と行動が大切ですが、それだけではネットワークとしての広がりにはなりません。

地域の様々な団体が活発に活動し、相互につながり合うことができれば、支え合いの輪は大きく、強いものとなります。

基本目標2では、交流できる場所づくりや、地域で活動している団体、支援機関同士のネットワークの充実・強化を目指すことで、地域の課題を、地域の実情に合わせて解決するための環境づくりを目指します。

### 【基本目標3】 支え合いの輪につなげよう

地域には多種多様な課題がありますが、住民が日常生活の中で、なにか困ったことに直面した時、必要な福祉サービスについての情報がすぐに入手できることや、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

また、社会の急速な変化に伴い、これまでの制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」にある人や、複合的な課題を抱える人が多くなっており、個人ではなく世帯として課題解決にあたる必要がでてくる場合もあります。

基本目標3では、必要な支援につなぐための、わかりやすい情報提供を推進するとともに、様々な課題に重層的、包括的に対応し、必要な支援が届くための相談支援体制の構築を目指します。

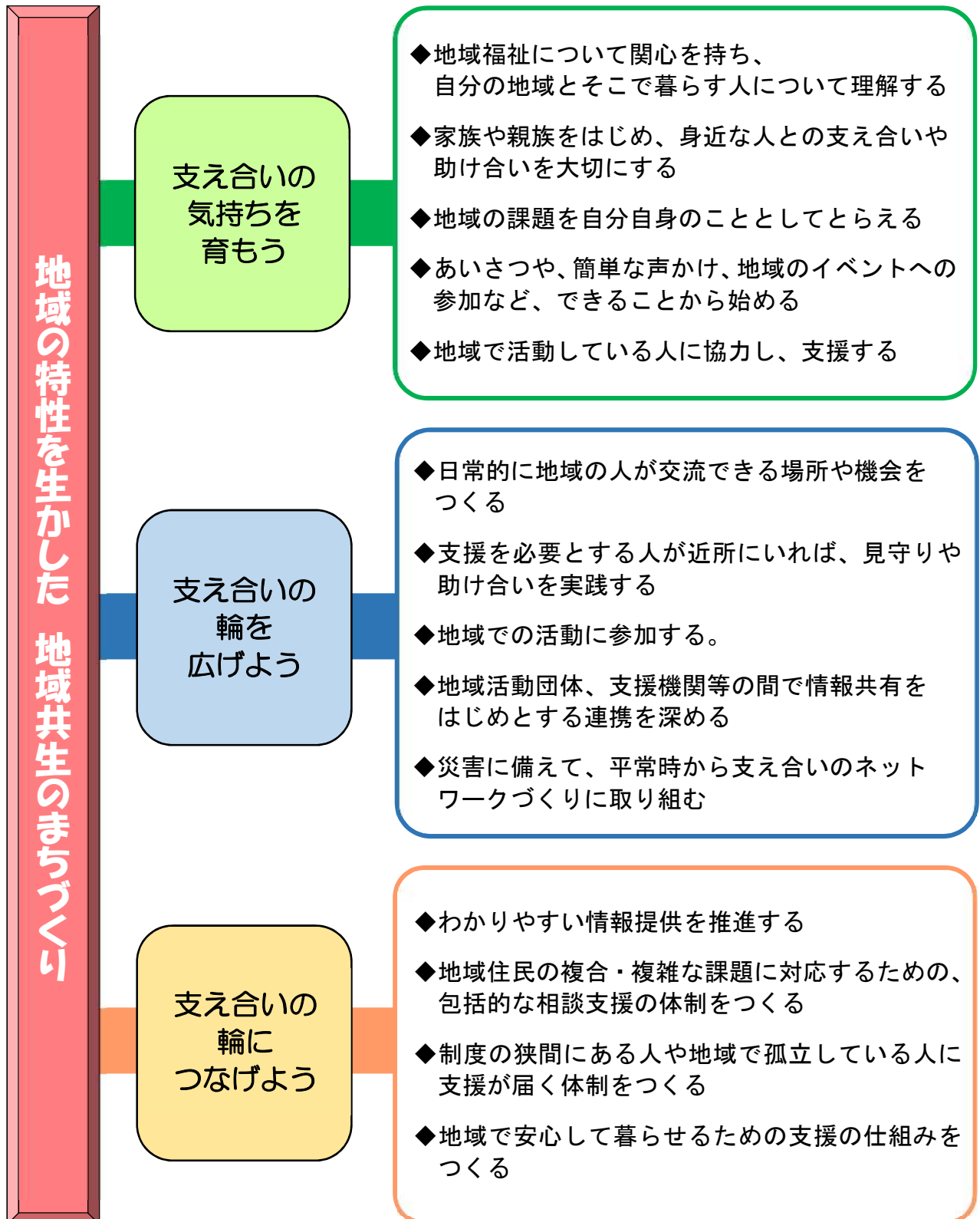


## 4 「北九州市の地域福祉2021～2025」の体系

【基本理念】

【基本目標】

【地域で目指すこと】



## 第5章 基本目標ごとの取組み

本章では、第4章で定めた「基本目標」ごとにどのような取組みを行うのかを示しています。

「地域共生のまちづくり」には、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域の一員としてできることから行動することが重要です。

したがってこの章では、「地域の特性を生かした地域共生のまちづくり」を実現するため、それぞれが地域の一員として目指すことを、主な取組みや事例をあげつつ整理していきます。

### 【基本目標1】 支え合いの気持ちを育もう

「市民意識調査」によると、「地域における支え合いが必要」、また「大切である」と感じている人は8割を超える一方、「地域において支え合いを感じている」人は5割程度となっており、多くの人々が地域における支え合いは必要であり、大切だと考えているものの、支え合いを実感している人は半数にとどまっているのが現状です。

「地域共生のまちづくり」の実現のためには、地域の一人ひとりが

- ・自分たちが地域の一員であること
- ・誰もが時には支え、時には支えられる関係にあること

を理解し、「地域福祉」に関心を持ち、身近な場所で、できることから行動に移すことが大切です。

そこで、地域で次の5つのことを目指していきます。

- ❖ 地域福祉について関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解する
- ❖ 家族や親族をはじめ、身近な人との支え合いや助け合いを大切にする
- ❖ 地域の課題を自分自身のこととしてとらえる
- ❖ あいさつや、簡単な声かけ、地域のイベントへの参加など、できることから始める
- ❖ 地域で活動している人に協力し、支援する



## 地域福祉について関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解する

個人・団体・企業など立場や属性を問わず、誰もが地域の一員として「地域福祉」に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解することは、「地域共生のまちづくり」の第一歩です。

自分の身近にどのような人が（住んで）いるか、ということも大事なことです。その人たちの特性や抱える問題はなにか、またどのように関わることができるかを知って理解し、その人たちを尊重しなければ、行動につなげることはとても難しくなります。

市をはじめ社会福祉協議会、NPOやボランティア団体等が、人権や福祉についての様々な講座や講演会の実施、各種情報の発信をしていますので、積極的に知る機会をとらえましょう。

### 【実現に向けた取組み】

#### ◆地域で暮らす、すべての人の人権の尊重

地域で暮らすすべての人が、年齢・性別・障害の有無・国籍・社会的身分などを問わず、人権を尊重され、個性や能力を発揮することによって、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう、様々な場と機会を通じて人権教育や啓発に取り組めます。

#### 【主な取組み】

##### ○人権市民講座

市民が人権問題について正しい認識と理解を深めることができるよう、市民センターで人権学習を実施しています。

##### ○人権週間行事

毎年11月～12月に、人権週間記念講演会、街頭啓発、ふれあいフェスタなどの人権啓発行事を実施しています。

##### ○人権の約束事運動「ほっとハート北九州」

人権尊重につながる身近なテーマを〈約束事〉として掲げて、それを守るという活動で、令和元年度末において1,665の団体・企業が参加しています。参加登録することが、人権について考えるよいきっかけとなるように、そして、人権を大切にすることが暮らしに根付いたまちになるように、さらに多くの人へ参加を呼びかけています。

#### ◆福祉・ボランティアの広報・啓発、及び教育の推進

地域の一人ひとりが、自分の地域における支え合いや助け合いなど地域福祉の重要性を理解し、行動につなげていくことができるように、広報誌や啓発イベントの実施、講演会や研修など既存の方法に加え、ICT等を活用した新たな広報・啓発を推進します。

また、小・中学生の時点から、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるよう、学校教育や地域において、体験型の福祉・ボランティア教育を推進します。

#### 【主な取組み】

##### ○青少年ボランティアステーション

青少年の成長に欠かすことのできない様々な体験活動を通じ、社会性や協調性を身に付けることを目的に、青少年が参加しやすいボランティア活動の場や機会を創出します。

##### ○子どもたちの地域活動に関する理解の促進

子どものころから、自治会の活動やその意義について理解を深めてもらうために、市内全小学校3、4年生に冊子「自治会・町内会のはたらき」を配布し、地域のつながりの重要性や地域に対するシビックプライドの醸成を図ります。

##### ○ウェルクラブ活動（北九州市社会福祉協議会）

地域の宝である子どもたちに、社会福祉協議会が実施している「ふれあいネットワーク活動」を体験してもらい、20年30年先を見据えた次世代の地域福祉活動者を育成するプログラムです。夏休みに子どもたちが、福祉協力員等の活動者と一緒に一人暮らしの高齢者宅や社会福祉施設を訪問して、高齢者、障害のある人や幼児とふれあうことで、子どもたちの「福祉の心」を育むと同時に、保護者等も加わった地域住民主体の福祉の風土づくりを行っています。

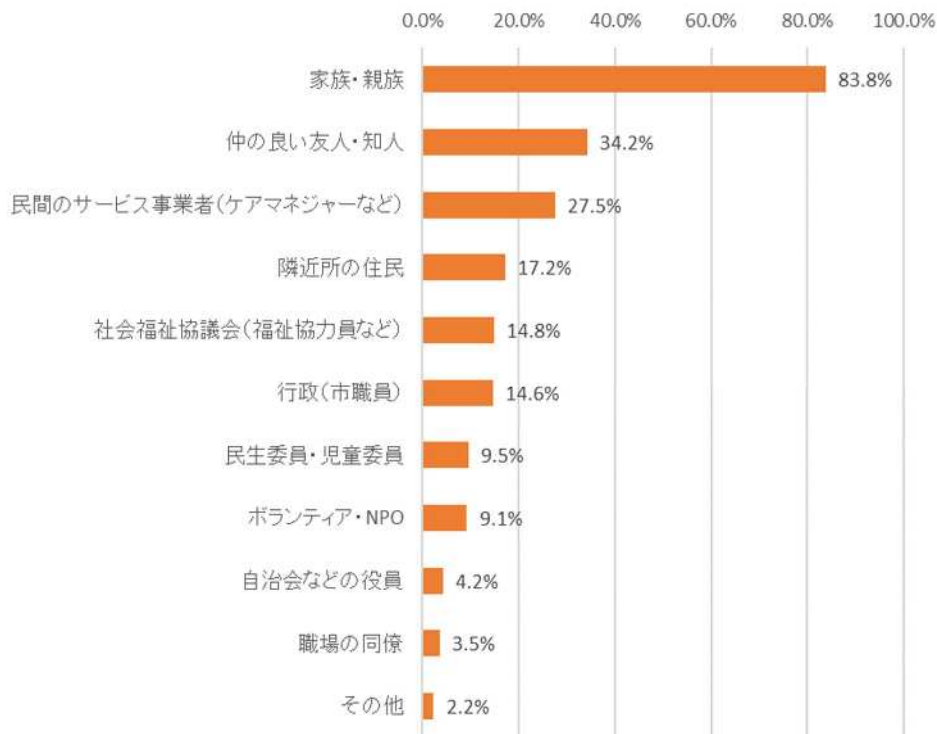
（写真挿入予定）

### 家族や親族をはじめ、身近な人との支え合いや助け合いを大切にする

核家族化が進み、家族や親族との関係性はますます希薄になっている一方、「市民意識調査」によると「見守りが必要になった場合に誰に見守ってもらいたいか」という問いに対し、83.8%が家族・親族と回答しており、次に仲の良い友人・知人となっています。（図表 5-1）

困った際に真っ先に頼りになるのは、やはり家族や親族など特に身近な人たちです。こまめに連絡を取り合い、気かけながら、普段から支え合いの関係を作りましょう。

図表 5-1 見守りが必要になった場合に誰に見守ってもらいたいのか



### 地域の課題を自分自身のこととしてとらえる

支え合いや助け合いが大切だと思っている人でも、今の自分には必要ない、関係ないと感じている人が多いことが市民意識調査の結果で見られました。しかし、子育てや親の介護が必要になること、病気になったり事故や災害に遭うなどの可能性は誰にでもあり、自分自身や身近な人が支えを必要とする側になるかもしれません。自身が地域で暮らしやすくするためにはどうしたらよいか、地域の課題を自分自身に関係あることとしてとらえましょう。

### あいさつや、簡単な声かけ、地域のイベントへの参加など、できることから始める

「支え合い」という言葉について、ボランティア活動や地域の団体での活動をしななければならないと考えて、「自分には時間や経済的な余裕がないので難しい」と感じている方も多いようです。

しかし、「お元気ですか？」と近所の人にあいさつすることや、簡単な声掛けを日常的に行うことで相手を気に掛けることは見守り活動につながります。また、地域のイベントに参加することで地域の人たちと交流することも、支え合いの関係づくりにつながる大事な行動です。

このように、少しでも自分の意識を見直し、できることから少しずつ始めていくことで、地域に関わっていくことを心がけましょう。

## 【実現に向けた取組み】

### ◆地域での活動を始めたい人を後押しする環境づくり

地域での活動を始めたい人に向けた研修や講座の開催、地域支援コーディネーターをはじめとする各種コーディネーターによる、相談対応や活動へのアドバイスなどの支援を実施します。

また、自分の住む地域でどんな活動が行われているのか、活動を始めるための支援等について、ICT等の活用を含めた、わかりやすい情報提供を検討します。

#### 【主な取組み】

##### ○北九州市社会福祉ボランティア大学校（北九州市社会福祉協議会）

地域づくりやボランティア・市民活動の参加促進のための講座や、地域の課題解決と仲間づくりを目的とした実践型の研修を実施しています。また、企業や社会福祉法人向けの社会貢献活動セミナーを開催します。

##### ○高齢者いきがい活動支援事業

高齢者の社会参加やいきがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供及び各種講座を行います。

##### ○年長者研修大学校

高齢者に対して教養、健康、レクリエーション等の研修の場を提供することにより、高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び社会活動の促進を図ります。

## 地域で活動している人に協力し、支援する

地域では、自治会・町内会や社会福祉協議会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会などの地域団体のほか、NPO法人やボランティア団体など、さまざまな人や団体が地域の課題を解決するために活動しています。

地域でどんな活動が行われているかを知り、そして、それらの活動を理解して、できる範囲で参加や手伝いなど様々な形で協力・支援を行うことで、地域活動の活性化に取り組みしましょう。

## 【実現に向けた取組み】

### ◆地域共生のまちづくりを推進する人材の養成

地域の課題を住民が主体的に解決するためには、住民が積極的に参加・発言できるような場をつくり、そして、より効果的に進めるためには中心となって調整をする人材の存在も大切です。そのため、研修や講座を通じて、地域共生のまちづくりを推進する人材の養成に努めます。

## 【主な取組み】

### ○北九州市民カレッジ

学びの成果を活かし、地域の担い手として、まちづくりや地域づくりに貢献できるよう、多様な講座を実施しています。

### ○地域力アップセミナー

地域への帰属感や連帯感を共有でき、学んだ成果を地域で活かすことができる人材の育成を目的とし、受講生が自らが学習し、主体的に関わることで地域づくりを実践的に学べる講座を実施します。

### ○子育てサポーターの配置

子育て中の親子を温かく迎え入れ、身近な相談相手になるとともに、親子同士をつなぎ、親子の成長を地域で見守る環境づくりのため、「子育てサポーター」を育成しています。市民センターのフリースペース等において、子どもの見守りや子育て支援に関する事業の企画・運営に携わります。



## 【基本目標2】 支え合いの輪を広げよう

「地域共生のまちづくり」を推進するためには、地域で活動しているNPOやボランティア団体などの活動が活性化するとともに、相互の連携を図ることが必要です。もちろん、こうした団体の活動状況は地域によって違いがありますが、身近な地域における話し合いなどを通じてお互いが連携し、活動の輪を広げることによって、地域の様々な生活課題や必要な支援が共有され、地域自らの課題解決力が高まります。

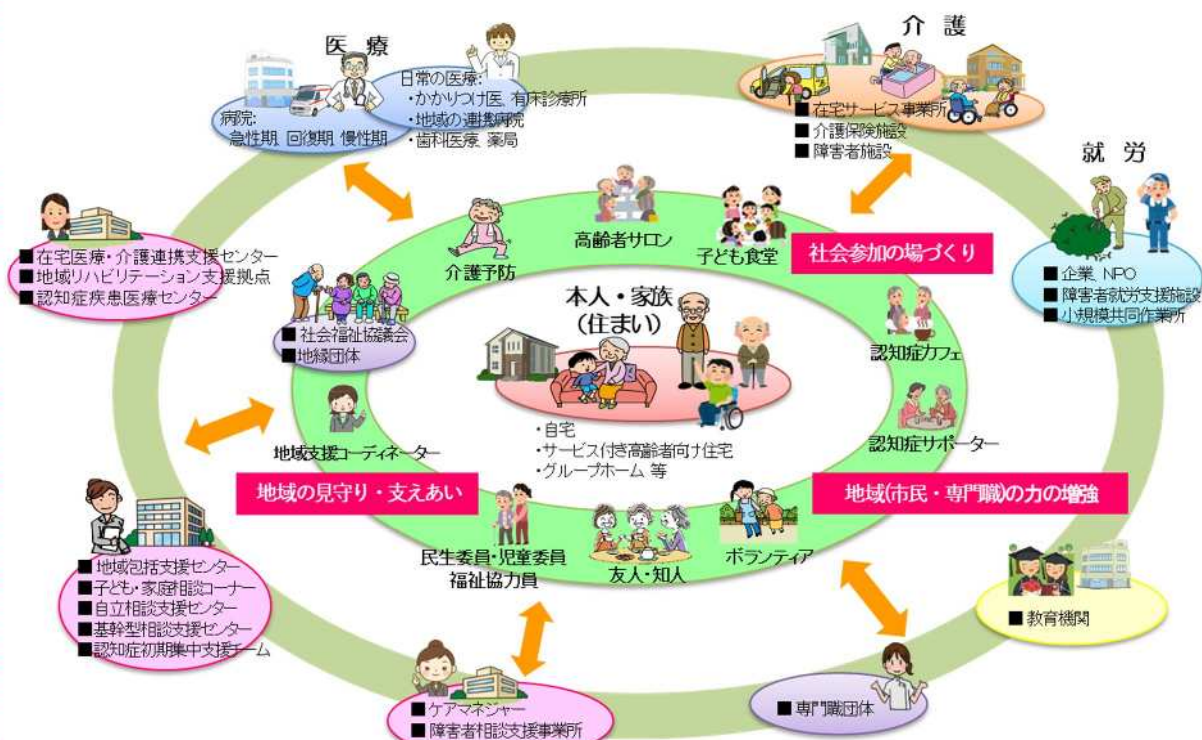
そこで、地域で次の5つのことを目指していきます。

- ❖ 日常的に地域の人と交流できる場所や機会をつくる
- ❖ 支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する
- ❖ 地域での活動に参加する
- ❖ 地域活動団体、支援機関等の中で情報共有をはじめとする連携を深める
- ❖ 災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

### 地域共生社会の実現に向けた 本人・家族を中心とした重層的な支援の輪（イメージ）

#### 〔本人・家族を中心とした重層的な支援の輪〕

- 地域の中での見守り・支えあいのつながりや社会参加、居場所（地域の輪）
- 地域への働きかけができる専門職人材の育成や関係者間のネットワーク（専門職の輪）



## 日常的に地域の人と交流できる場所や機会をつくる

昔ながらの地域のきずなが希薄になるにつれ、地域とつながらないことに気楽さを感じ、関心を持たない人が多くなっている傾向にあります。 「地域共生のまちづくり」の実現のためには、地域ぐるみで支え合うことのできるネットワークの充実・強化が重要です。

高齢者、障害のある人、子ども、保護者、学生、ボランティアなど年齢や属性に関わらず、日常的に地域の人々がふれあう機会や居場所をつくることで、地域のきずなを強めましょう。

### 【実現に向けた取組み】

#### ◆地域コミュニティ拠点の提供・支援

地域の人々が、集会・会議など地域活動で利用する施設や交流の場（以下「地域コミュニティ拠点」という。）には、市民センター、年長者いこいの家、つどいの家、公民館類似施設、高齢者サロン、認知症カフェ、子ども食堂などがあります。

市民センターをはじめとする既存施設のさらなる活用を目指すとともに、認知症カフェや高齢者サロン、子ども食堂など、地域の人々が集まる居場所づくりを、開設や運営の相談、PRなどの面で支援します。

老朽化等で既存の施設が存続できない場合などは、拠点となる別の施設を確保していく必要があります。市民センターを中心に、地域にある公民館類似施設、つどいの家、さらに企業や介護施設等が提供する地域の人々のための利用スペース等の活用など、地域の社会資源を最大限に活用し、地域の実情に応じた工夫をしていくことが重要です。

### 【主な取組み】

#### ○（仮称）地域交流・居場所部会（いのちをつなぐネットワーク）

地域の人々が気軽に参加できる地域交流の場や居場所の充実を図るため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に、カフェやサロンの運営者や施設関係者が交流する「（仮称）地域交流・居場所部会」を設置し、地域の交流・居場所づくりを支援します。

#### ○子ども食堂開設支援事業

地域のニーズに沿った持続可能な子ども食堂の取組みを支援するため、子ども食堂ネットワーク北九州を中心に、開設や運営のサポートを地域・企業・各団体・学校・行政等の連携を深めながら実施していきます。

#### ○北九州ひとみらいプレイスの充実

北九州ひとみらいプレイスは、コムシティ（八幡西区）にある11の施設が連携した複合施設です。各施設の特長や専門性を生かし、子どもから高齢者まで、年齢、国籍、文化、障害の有無を問わず、若者成長の支援、あらゆる世代の学びの充実、さまざまな団体の活動支援、すべての市民の交流促進に取り組み、幅広い人づくりを支援します。

## 地域での活動報告

### まちなかフォーラム in 折尾（老いを支える北九州家族の会）

「多世代交流」を目的として、認知症や障害のある人の正しい理解と啓発促進のフォーラムを、学生の多い街、折尾で開催しています。

折尾地区の高校・大学に通う学生、認知症や障害のある人、高齢者や子どもとその親を含む地域の方々など、世代・属性に関わらず多くの方が参加し、交流を楽しんでいます。

（写真挿入予定）

## 支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する

今後、さらに少子高齢化が進行する中で、地域において、一人暮らしの高齢者、障害のある人、子育て中の世帯など、何らかの支援を必要とする人の増加が見込まれます。

そういった人たちが孤立することのないように、そして、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、行政はもとより、誰もが地域の一員として「お互い様」の気持ちを持って、声掛けや話し相手になること、ごみ出しや庭掃除、買い物支援など、地域で協力しながらできる範囲で見守り・助け合いを実践しましょう。

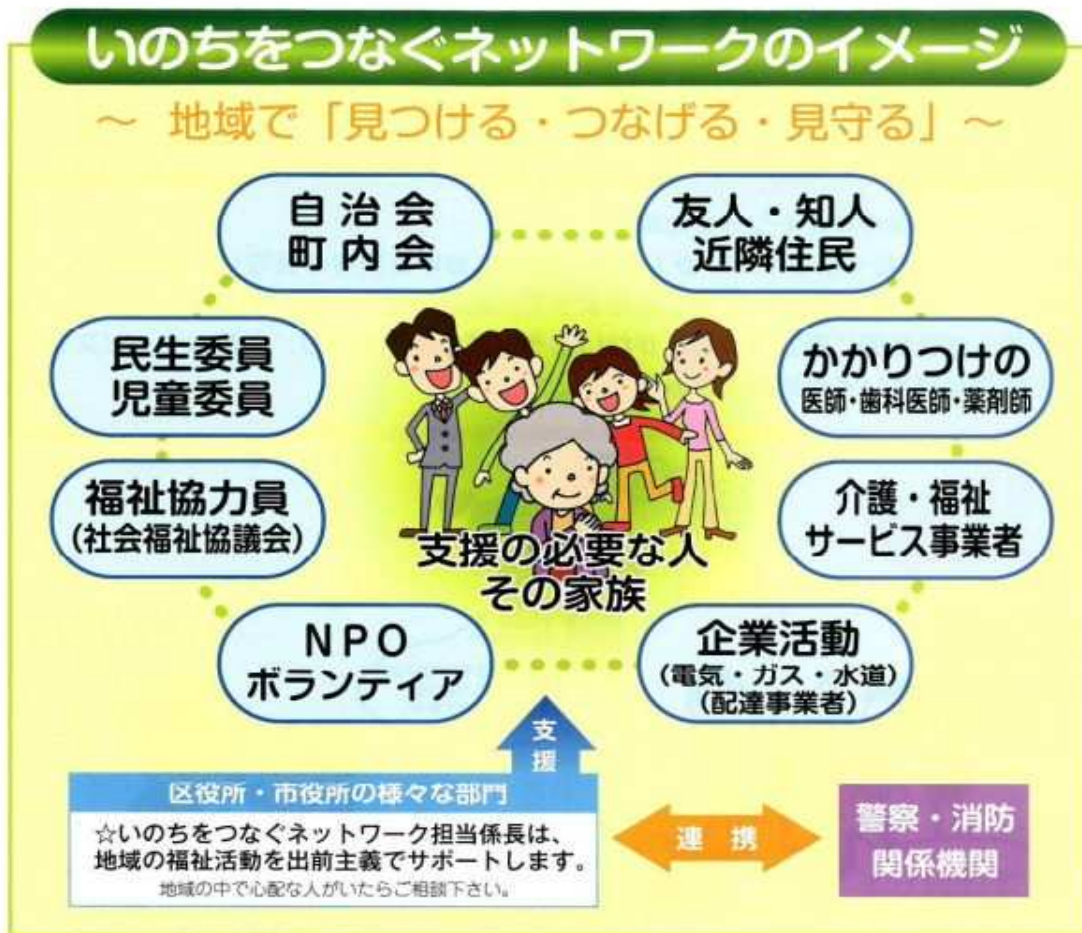
### 【実現に向けた取組み】

#### ◆いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化

高齢者のみならず何らかの支援を必要とする人が、周囲から孤立し、様々な制度やサービス、見守りが受けられない状態に陥ることがないように、民生委員・児童委員や福祉協力員をはじめ地域住民、民間企業、地域活動団体や行政などが一体となって、地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」をキーワードに取組みを推進し、見守りのネットワークの充実と強化を推進します。

いのちをつなぐネットワークには、市民と接する機会のある企業等の協力による「見守り部会」、地域の人が安心して買い物できる環境づくりを推進する「買い物支援部会」があり、今後、地域に交流できる居場所を広げる「（仮称）地域交流・居場所部会」を設置し、地域全体で見守る仕組みをさらに推進します。





### いのちをつなぐネットワーク事業 協力会員(見守り部会)

会員数・・・85 団体（令和2年5月末現在）

（電力会社やガス会社などのライフライン、新聞・マスコミ、郵便・宅配業者  
 飲食・生活に関するサービス事業者、不動産会社やマンション管理会社などの  
 住まい関連の事業者、銀行や生命保険会社、地縁団体・ボランティア団体 等

#### ○民生委員・児童委員による活動

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力する、地域福祉推進の担い手であり、高齢者・障害のある人・生活保護世帯・児童・母子世帯など支援を必要とする人の生活実態把握、相談支援を行ったり、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っています。

#### ○ふれあいネットワーク活動（北九州市社会福祉協議会）

小学校区を基本に、市内155の校（地）区社会福祉協議会において、福祉協力員を中心に、「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つのしくみをつくる住民主体の地域福祉活動を行っています。（以下の数値は令和元年度実績）

#### 〈見守りのしくみ〉

- ・福祉協力員 6, 830人（令和2年3月末現在）
- ・見守り対象世帯 125, 407世帯

対象世帯・・・高齢者世帯、障害のある人がいる世帯、ひとり親で子育て中の世帯など

#### 〈助け合いのしくみ〉

- ・助け合い活動の対応件数 721, 850件

対応内容・・・話し相手、買い物支援、生活情報の提供、薬とり、庭掃除、洗濯  
布団干し・入れ、ゴミ出し など

#### 〈話し合いのしくみ〉

- ・連絡調整会議の開催（全155校〈地〉区社協）

見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決するために、校（地）区社協が中心となって、関係機関・団体と一緒に話し合いを行っています。

### ◆認知症対策の一体的な推進

認知症を正しく理解して、認知症の人を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」のさらなる養成に努めます。

また、地域での行方不明高齢者の搜索模擬訓練の実施や、行方不明になった人の情報を認知症サポーター等に電子メールで発信する等、行方不明者の安全確保、早期発見・早期保護につながるネットワークづくりに取り組みます。

#### 【主な取組み】

##### ○認知症サポーター養成講座

自治会・町内会などの地域団体や商店、企業、学校などで「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての正しい知識や対応の仕方を学び、認知症の人やその家族を温かく見守り・支えます。

##### ○搜索模擬訓練の実施

搜索模擬訓練とは、認知症の人が道に迷った想定で、地域住民が搜索を行う訓練です。認知症地域支援推進員と連携して、認知症の人への声のかけ方などを学び、実践的な訓練を行うことで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

（搜索模擬訓練の写真挿入予定）

##### ○認知症行方不明者等 SOS ネットワーク

認知症の人が行方不明になった場合に、警察をはじめ行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等が連携して、早期発見・早期保護に努めます。

## ポストコロナ時代における「支え合い」 ～新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響～

令和2年、新型コロナウイルス感染症が発生し、本市においても同年3月以降、感染症の流行が見られました。

感染拡大を防ぐため、「3つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることが求められ、各種イベントの中止や学校の休校、各種施設の休館に併せて、市民にも外出の自粛などの要請が行われました。

そして、高齢者サロンや認知症カフェ、子ども食堂等の開催の見合わせ、また、民生委員や福祉協力員による訪問活動の自粛など、地域で行われている通いの場や見守りの活動にも大きな影響が及びましたが、

- ・ 民生委員や福祉協力員が中心となって、健康や介護予防に関する情報を掲載したチラシの配布や、往復はがき等で連絡をとりあう
- ・ 青空のもとでの子ども食堂の開催、各家庭に弁当を配布する等、地域での見守りや支援を継続してきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら生活を行うための「新しい生活様式」が示され、本市においても、「5つの行動目標」の実践を呼び掛けており、日常生活のあらゆる場面で感染防止を意識することが求められています。

新型コロナウイルス感染症を契機として大きな変化を迎えた後の「ポストコロナ」と呼ばれる時代においても、地域での交流や見守りをとだえさせることのないように、

- ・ 交流の場あり方
  - ・ 健康づくりや介護予防のあり方
  - ・ ICT（アプリ等）の活用
- など、「新しい生活様式」を踏まえた地域での「支え合い」について考えていきます。

## 地域での活動に参加する

地域によって地理的条件やそこに暮らす住民の年齢層が異なるため、それぞれの地域のもつ課題やニーズも異なります。

地域の課題を自分たちで把握し解決するため、見守りや支え合い、健康づくりや生きがいくくりなど様々な分野において、主体となって活動しましょう。

### 【実現に向けた取組み】

#### ◆地域での活動を続けることができる環境づくり

NPO、ボランティア団体など地域で活動している団体が活動を続けることができるよう、活動に資する情報の提供や相談対応、助成金や場所の提供等の支援を実施します。

#### 【主な取組み】

##### ○北九州ボランティア・市民活動センター（北九州市社会福祉協議会）

「誰もがボランティア活動ができる社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命として、ボランティア・市民活動の広報・啓発、福祉教育の推進、活動者の育成、ボランティア・市民活動団体のネットワーク構築、災害復興に対応するための体制づくり、ボランティア活動への参加を支援する事業等に取り組んでいます。

##### ○北九州市市民活動サポートセンター

市内において、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、コムシティ内に設置しており、NPO・市民活動などに関する相談対応や助成金等の情報提供、ミーティングスペースをはじめとする設備の貸し出し等を行います。

#### ◆地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

自治会・町内会をはじめとする地縁団体や社会福祉協議会、企業や事業者、NPOやボランティア、行政などが連携し、地域のもつ課題を自分たちで把握し、地域の実情に合わせた解決ができる環境をつくります。

#### 【主な取組み】

##### ○地域包括ケアシステムの構築に向けた「協議体」（校区の作戦会議）

高齢者等の生活支援の充実と社会参加を促進し、地域の互助能力を高めることを目的に、「高齢者サロン」や「認知症カフェ」などの通いの場づくりや「ボランティア」など地域住民による助け合いづくり、また買い物や送迎サービスなど事業者やNPO等と連携した生活支援サービスづくりなどについて、様々な関係者が協議を行う協議体（校区の作戦会議）の取組みを進めていきます。

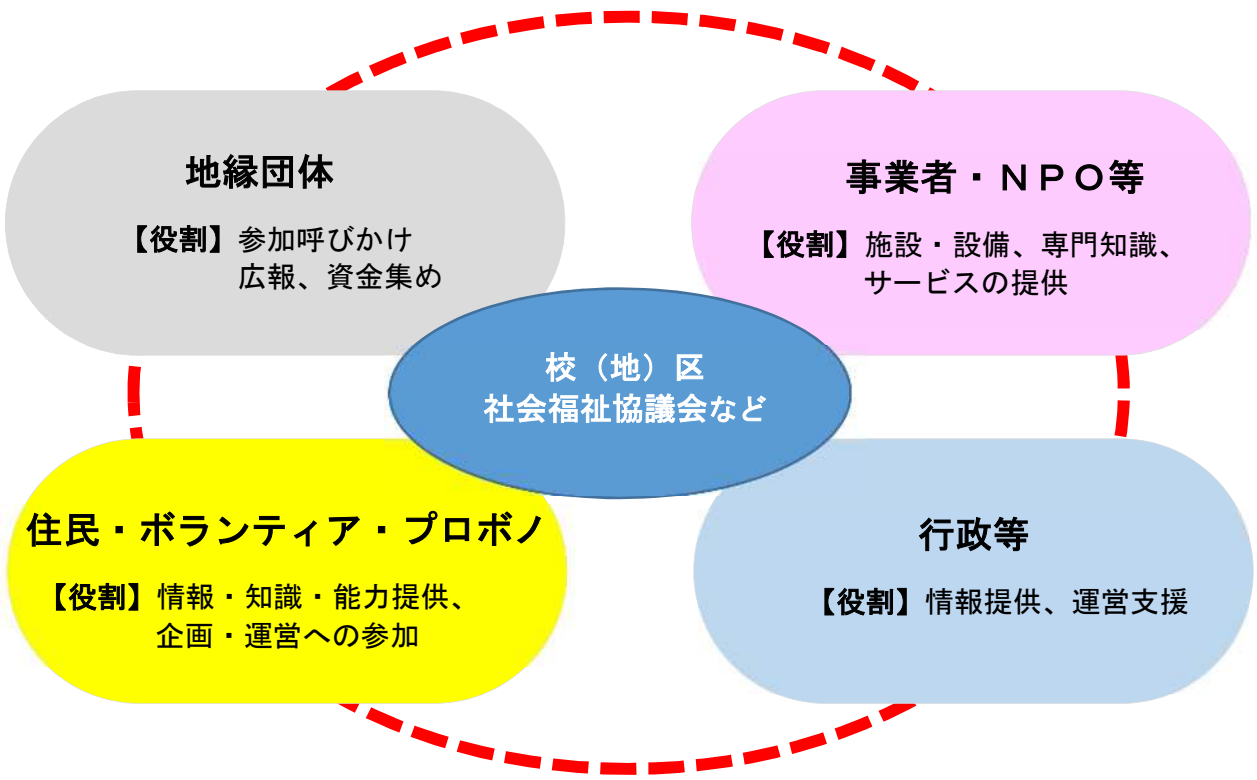
この協議体を効果的に運営できるように、区役所に配置している地域支援コーディネーターや、いのちをつなぐネットワーク担当係長が連携し、その地域の実情に合わせて、地域が主体となった課題の解決に向けた取組みの支援を行います。

## 地域での活動報告

### 協議体（校区の作戦会議）での実施例

- 地域全体の健康づくりや見守りを目的としたサロンを開催し、作戦会議内で随時実施報告をしつつ、内容の充実に向けた取組みを実施しています。
- 最寄りの店まで遠く買い物に困っている地区では、地域住民で話し合い、行政や企業と協力して、買い物バスの運行や移動販売車を呼び込んだ朝市の開催などを実施しています。
- 浸水想定区域となっている地域では、消防署と連携して図上訓練を実施し、浸水想定区域や冠水場所、避難ルートなどの確認をして防災意識を高めています。

## 協議体(校区の作戦会議) イメージ図



目指す地域像の共有、生活支援ニーズ・地域資源の把握、  
参加の呼びかけ、計画・評価  
それぞれの得意を活かした連携による生活支援の仕組みづくり

## 住み慣れた地域で安心して暮らせるための作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる地域づくり～

**通いの場づくり**  
いきがい・健康づくり  
交流の場

高齢者サロン  
認知症カフェ  
地域でGOGO健康づくり  
など

**助け合いづくり**  
ご近所さんによる  
訪問支援

助け合い活動  
見守り訪問  
ボランティアによる生活援助  
など

**サービスづくり**  
事業者・NPO等による  
生活支援サービス

乗り合いタクシー・バス  
移動販売等の買い物支援  
シルバー人材センター  
など



## ◆地域における健康づくり活動の推進

市民の健康の維持・増進のため、身近な地域で気軽に、人と人とのふれあいの中で楽しく健康づくりを続けることができるよう、地域で健康づくりをけん引するボランティアを育成し、その活動を支援します。

### 【主な取組み】

#### ○地域で GO!GO!健康づくり

市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）のなどの協力により行います。

#### ○健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成・活動支援

地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダーとなる健康づくり推進員や食生活改善推進員を養成します。また推進員が行う地域での健康づくりの活動を支援します。

## 地域活動団体、支援機関等の中で情報共有をはじめとする連携を深める

近年の複合化・複雑化している課題に速やかに対応するためには、地域住民や地域で活動しているボランティアやNPO等の団体、民間事業者、学校、行政などとの連携が不可欠です。

日ごろから、福祉・医療、まちづくり、教育などの分野を超えた相互の関係づくりを行うことで、支え合いの輪を広げましょう。

### 地域での活動報告

#### LINEを活用した情報共有のしくみづくり

市内のある地区では、近隣の自治会、社協やPTA、青少年育成会などのメンバー（9割が30～50代）によるLINEグループを作り、日常的に情報共有などを行っています。

#### 〈具体的な活用方法〉

- ・「子どもが家に帰ってこない」という情報が入れば、服装などの特徴等について情報共有して一緒に探す
  - ・防犯アプリ「みまもっち」を持っていない人向けの不審者情報の発信
  - ・台風時の被害状況等の情報共有
  - ・気になることがあるときの相談ツール
  - ・市民センター等での催し物のお知らせ
- など

## 【実現に向けた取組み】

### ◆地域の関係機関・団体の連携の強化

保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域活動団体、民間事業者、学校、行政などで構成される各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動の支援や、地域リハビリテーション支援体制の推進などにより、各区の特性を生かしながら、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### 【主な取組み】

##### ○地域リハビリテーション支援体制の推進

市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関わる事業を一体的にかつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

##### ※地域リハビリテーションとは

障害のある子どもや成人、高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。（日本リハビリテーション病院・施設協会 2016）

### ◆家庭・地域・学校の連携推進

複雑化する課題に対応し、地域ぐるみで子どもたちを支援する取組みを進めるためには、従来の学校と教育委員会における取組みのみならず、家庭への働きかけや連携、地域の大学・企業・団体や専門的な人材等との協働、保健・福祉分野との連携が不可欠です。

特に最近では、地域が学校を支援する仕組みや体制の構築が図られており、今後はさらに、地域との連携・協働を進める取組みを検討する必要があります。

そのため、引き続き、自治会をはじめとする地縁団体やボランティア等と連携し、各学校の実情に応じて、地域全体で学校教育を支援する取組みを進めます。

#### 【主な取組み】

##### ○地域学校協働活動推進員

地域等と学校とのパイプ役として、学校の要望に応じてスクールヘルパー等の人材発掘や「地域学校協働活動」の企画・立案、学校と地域住民、民間企業、団体・機関等との連絡・調整、地域住民への情報提供・助言・活動推進などに携わっています。

##### ○家庭教育学級

市民センターとPTA、学校等が連携し、同じ年代の子どもを持つ保護者が、お互いの経験や情報を交換するとともに、楽しく交流しながら学び合う場として「家庭教育学級」を実施しています。



## ○コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール（北九州市型コミュニティ・スクールを含む）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図ります。

### 災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

近年では地震や台風、豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生しており、本市においても、平成30年7月の豪雨により大きな被害が発生し、防災に対する意識が高まってきています。

災害が起きた時に迅速に行動するためには、平常時からの準備が大切です。自分と周りの人の命を守るため、自分が住む、または働いている地域において起こりうる災害を想定して、避難時や避難所において支え合うことのできるネットワークをつくりましょう。

#### 【実現に向けた取組み】

##### ◆災害時の助け合いの仕組みづくり

大きな災害が起きた時に備え、地域において安否確認や避難方法、避難所の運営などについて具体的に検討し、助け合う仕組みづくりを支援します。

#### 【主な取組み】

##### ○住民参加型災害図上訓練（DIG）・避難所運営ゲーム（HUG）

DIG（ディグ）は、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、危険箇所や避難場所などの書き込みを行いながら議論し、起こりうる災害像を具体的にイメージできる訓練を実施しています。

HUG（ハグ）は、参加者が避難所運営担当者となって、数多くの避難者をいかに適切に配置するのかを検討し、避難所で起きる様々な出来事を模擬体験できる図上訓練を実施しています。

##### ◆避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり

高齢者や障害のある人のうち、避難する際に特別な支援を必要とする人が円滑かつ迅速に避難できるよう、個別避難支援計画の作成を進めるとともに、日ごろから地域住民や関係団体などと連携して、安否確認及び避難支援などの体制づくりを推進します。（→P. 40 へ）

##### ◆福祉避難所の設置

介護や医療など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れることができる「福祉避難所」設置のため、民間の福祉施設と協定を結び、避難時

の受け入れやその後の支援について、地域と連携しつつ迅速に対応できるような体制をつくります。

## 地域での活動報告

### 令和2年9月の台風10号による福祉避難所の開設及び地域との連携

ある施設では、毎年近隣校区で実施される避難訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を強めています。

超大型と言われていた台風10号の際には、台風が来る2日前から施設内で理事長、施設長をはじめとする特別対策チームを立ち上げ、近隣の自治会・町内会長、市民センター及び行政と、福祉避難所開設についての対応や要援護者の施設への送迎、食事提供を含めた支援についての情報共有と連携確認を行い、当日の迅速な避難に結び付けました。

### ◆災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり

本市では、災害発生時および発生後に速やかな復旧・復興を進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営について、社会福祉協議会と市の間で取り決めを設けています。

毎年、社会福祉協議会において、大規模被災時に全国から参集するボランティアを受け入れ、被災者ニーズに沿った円滑な支援活動につなげるため災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を各区で展開しています。

## 災害時の避難行動要支援者の支援について

### 【国の方針と本市のこれまでの取組み】

平成23年3月の東日本大震災を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部が開催され、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

この改正を受け、内閣府は、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表しました。

## 取組指針に盛り込まれた項目

- I 改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項
  - 第1 全体計画・地域防災計画の策定
  - 第2 避難行動要支援者名簿の策定等
  - 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
- II さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項
  - 第4 個別計画の策定

本市においても平成26年度から「避難行動要支援者避難支援事業」を開始し、自治会が中心となり、民生委員や社会福祉協議会の協力を得ながら、地域における支援体制づくりを行っています。

具体的には、避難の際に支援が必要な高齢者や障害のある方々の情報を、ご本人の了解を得たうえで自治会などへ名簿として提供し、災害時にはその名簿を活用して適切な避難誘導を行うというものです。（令和2年7月末現在で735人の名簿を作成しています。）

### 【今後の方向性】

今後も避難行動支援のための個別計画策定を進めていくためには、要配慮者と地域、要配慮者と行政、地域と行政といったつながりを強めていく必要があります。

また、日常生活を営むための福祉サービスと災害時の避難や避難後の生活を切れ目なくつなぐことが重要です。

高齢者や障害のある人といった災害時に要配慮者となり得る方々は、平常時には介護支援専門員や相談支援専門員といった福祉関係者を通じて介護保険サービスや障害福祉サービスを使っていることが多いと思われます。

災害が発生したときにも、要配慮者の身体的な機能には変わりはありませんが、道路の寸断、公共交通機関の停止、避難所や仮設住宅といった生活環境への適応の難しさといった形で、日常生活を継続する前提が著しく変化します。

災害に伴って生じる環境の変化を想定し、要配慮者の個別の事情に配慮して、環境の変化にどう対処するかをあらかじめプランニングし、要配慮者や福祉関係者そして地域が共有する取組みを平常時から行うことを通じて、誰一人取り残さない地域、誰一人取り残されない社会を創っていくことが必要です。

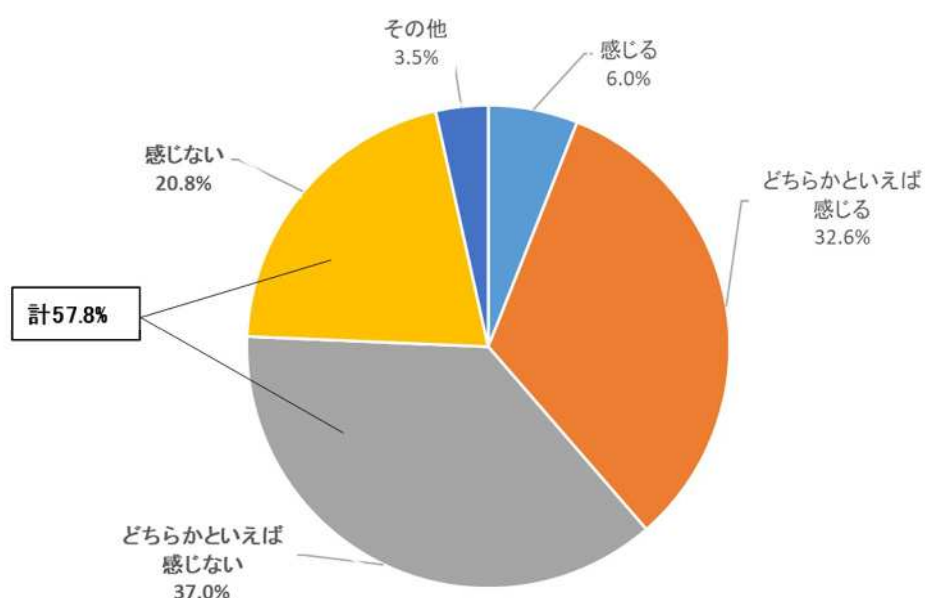
### 【基本目標3】 支え合いの輪につなげよう

地域には多種多様な課題がありますが、住民が日常生活の中で、なにか困ったことに直面した時、必要な福祉サービスについての情報がすぐに入手できることや、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

しかし、市民意識調査において、「福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか」について尋ねたところ、「どちらかといえば感じる」「感じる」と回答した人が半数以上でした。（図表 5-2）

また、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応するためには、地域の住民同士の支え合いや見守りだけでなく、地域で生活を続けるため、必要に応じて専門的な支援や専門機関ともつながり、本人と支援者、地域住民との継続的な支え合いの輪につながることも大切です。

図表 5-2 福祉サービスについて欲しいときに欲しい情報がすぐに入手できていると感じるか



そこで、地域で次の4つのことを目指していきます。

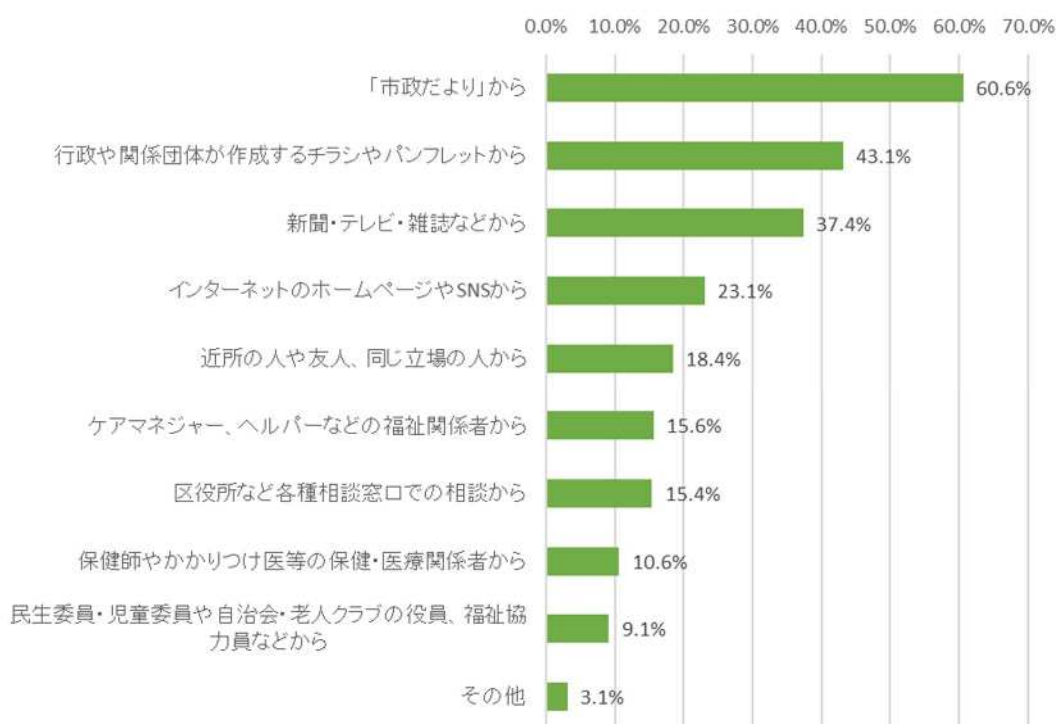
- ❖ わかりやすい情報提供を推進する
- ❖ 地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、多機関協働による包括的な相談支援の体制をつくる
- ❖ 制度の狭間にある人や地域で孤立している人を発見し、助けるための体制をつくる
- ❖ 地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

## わかりやすい情報提供を推進する

支援を必要とする人が、自分に合った支援につながるができるよう、身近な地域にどんなサービスや地域資源があるのか、相談窓口での情報提供を含め、わかりやすい情報提供の仕組みを検討します。

また、地域において、様々な事業者や団体が福祉サービスの提供や、ボランティアを実施していますが、実際に支援を必要としている人に情報が届いていないことも見受けられます。行政をはじめ事業者やNPO・ボランティア団体等が自ら、積極的な情報発信に努めましょう。(図表 5-3)

図表 5-3 福祉サービスの情報源



## 地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、 包括的な相談支援の体制をつくる

地域住民の課題は複合化・複雑化しており、相談者の属性・世代に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な支援者や支援機関へつながる仕組みが必要です。

本市では、平成 20 年から、行政が出前主義で地域に出向き、支援を必要とする人が社会的に孤立することがないように見守り、必要な支援につなげていく取組みである「いのちをつなぐネットワーク事業」を行っていますが、このような既存の仕組みを活かして、本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

地域においては、見守りや気にかけて合う関係を広げ、必要に応じて専門的な窓口や機関へつなぎましょう

また、相談支援機関においても、日ごろから、各相談支援機関の連携を強めながら、サービスを提供する中で本人や家族が抱える他の問題に気付いたときは、各専門の支援機関や事業者につなぐことで、包括的な支援に取り組みます。

### 制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる

「8050 問題」に代表されるひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラーなど課題が複合化・複雑化することで、単独の相談窓口がないなど、いわゆる制度の狭間で必要な支援が届いていない人にも支援を届け、社会とのつながりを回復する支援が必要です。

関係機関等の連携により潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するとともに、必要に応じてアウトリーチによる継続的な支援、社会とのつながりを回復する支援により地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す支援の仕組みづくりを進めます。

また、ホームレスの就労・社会参加の支援、犯罪をした人の円滑な社会復帰の支援による再犯防止、自殺対策などの多様化する課題に対してきめ細かな支援を行うため、ホームレス自立支援法や再犯防止推進法、自殺対策基本法などの趣旨を踏まえ、個別計画に基づき地域での取組みを推進します。

### 地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

判断能力に不安がある高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、地域においての見守り等の活動から支援へつなげることが大切です。

また、高齢者、障害のある人、子どもへの虐待が起きる原因のひとつに、核家族化や地域との関わりが希薄になることで、介護者や保護者に身近に相談する相手がおらず、悩みを一人で抱えてしまっていることがあります。

それぞれの悩みを家庭だけの問題ではなく地域全体の問題としてとらえ、地域での交流や支え合いによって、悩みを抱える人が地域で孤立することのない環境をつくり、支援が必要な人がいることに気づいた場合には、相談支援機関につなぐことによって、早期発見からの支援につなげましょう。



## 【実現に向けた取組み】

### ◆判断能力が不十分な人への支援

判断能力に不安がある認知症高齢者や精神障害のある人、知的障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民や地域及び関係機関との協働により、権利擁護の取組みをさらに推進します。

また、地域における見守り等の活動から支援へつなげるための権利擁護に関する啓発や、高齢者福祉・障害者福祉の関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化し、本人の意思を尊重した支援を行います。

## 【主な取組み】

### ○権利擁護・市民後見センター らいと（北九州市社会福祉協議会）

#### 〈地域福祉権利擁護事業〉

判断能力が十分でないことにより、自身では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理等を適切に行うことが難しい人を対象に、地域で安心して暮らせるように支援します。

#### 〈法人後見事業〉

身近に適切な後見人等がない人や、個人の後見人等では生活を支えることが難しいニーズのある人を、家庭裁判所から成年後見人等の選任を受け、地域の関係機関・専門職とともに支えます。

### ○北九州成年後見センター みると

法律専門職（弁護士・司法書士・税理士・行政書士）と福祉専門職（社会福祉士）や老いを支える北九州家族の会がひとつになって、北九州市社会福祉協議会と共に立ち上げた法人で、成年後見制度についての相談対応や、法的に高度な専門性を必要とする場合などの法人後見、権利擁護に関する啓発活動を行っています。

### ○北九州市成年後見支援センター

本市の成年後見制度の利用を促進するため、令和元年10月、前記「みると」に中核機関業務を委託し、「北九州市成年後見支援センター」を開設しました。中核機関では、法律専門職や福祉専門職などの専門職団体との連携、地域包括支援センターや北九州市社会福祉協議会をはじめとする、これまで培われてきた権利擁護システムを活用した地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワーク全体で、成年後見制度に関する広報、相談、受任調整、後見人支援の4つの機能の充実と促進に取り組めます。



◆虐待・暴力の予防、早期発見から支援へつなげる環境づくり

高齢者、障害のある人、子どもへの虐待や配偶者への暴力の予防のため、地域において積極的な啓発を行うとともに、「身体・知的障害者相談員」や「保育カウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」など相談・支援の担い手を配置することで、早期発見から支援につなげる環境を作ります。

〈各相談支援機関〉

高齢者	地域包括支援センター
障害のある人	各区の高齢者・障害者相談コーナー 相談障害者基幹相談支援センター
子ども	各区の子ども・家庭相談コーナー 子ども総合センター
DV	各区の子ども・家庭相談コーナー 北九州市配偶者暴力相談支援センター

## 第6章 計画の進捗状況の把握と評価

### 1 推進体制

計画の推進にあたり、本市の社会福祉に関する事項を調査・審議する機関である「社会福祉審議会（地域支援専門分科会）」において、本計画の進捗状況を把握し、評価を行います。

### 2 評価の考え方と指標

計画の評価にあたっては、「市民意識調査」などの指標を用いるとともに、各分野別計画における地域福祉に関連する指標を参考にします。

また、定量的な評価にとらわれず、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのかなど、直接的な成果として得られてきたものやその広がりや影響にも着目することとします。

指標	目標
【地域福祉に関する市民意識調査】 居住している地域で「支え合いを」感じている人の割合	令和元年度 感じる 16.0% どちらかといえば感じる 37.9% →増加
【地域福祉に関する市民意識調査】 頼りたいときに頼れる人がいる人の割合	令和元年度：80.3% →増加
協議体（校区の作戦会議）に取り組んでいる校区の数 （累計）	令和元年度：51 校区 →増加

### 地域福祉に関連する主な計画と指標

本計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を包含し、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉・介護保険、障害者福祉、子ども・子育て、健康増進など関連する計画と調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図ります。

## 【関連する主な計画】

### ■いきいき長寿プラン（令和3～5年度）

（介護保険事業計画・老人福祉計画、オレンジプラン、成年後見制度利用促進計画）

- 「高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～」を基本目標に掲げ、高齢期に至っても、仕事や地域活動に取り組みながら健やかに過ごし、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。高齢者も、年齢だけで一律に支援を受ける側になるのではなく、できる範囲で社会の担い手・支える側になっていただくという視点で、高齢者施策の推進を定めた計画です。
- 地域福祉の推進について、地域包括ケアシステムの構築に向けて連携した取り組みを行います。

### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【生きがい・社会参加・地域貢献の推進】 過去1年間に地域活動等に「参加したことがある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.4% →増加
【見守り合い・支え合いの地域づくり】 「何か困ったときに助け合える人」が近所にいる人の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.3% →増加

### ■北九州市障害者支援計画（障害者計画（平成30年度～令和4年度）障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3年度～令和4年度））

- 障害のある人が地域で暮らし、地域の一員として自ら望む生活ができる共生社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための政策を総合的に推進する計画です。  
障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念に掲げています。
- 地域福祉の推進について、障害のある人も地域の一員としての生活できる共生社会のまちづくりに対応するための連携した取り組みを行います。

## ■元気発進！子どもプラン（第3次計画 令和2～6年度）

- 子どもの健全育成や子育て支援を推進するための総合計画です。子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩んでいけるよう、子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、「みんなの笑顔があふれるまち」の実現を目指します。
- 子育ての第一義的責任は保護者にあるものの、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体（家庭、学校、企業、行政）が力を合わせて、子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりに取り組みます。

### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
子育てを支えてくれる人がいる人の割合	令和元年度 就学前 97.1% 小学生 97.3% →増加 中高生 94.6%
子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	令和元年度 就学前 97.0% 小学生 97.4% →増加 中高生 95.5%

## ■第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（令和元→5年度）

- 本市の教育振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき策定した計画です。  
自立し思いやりの心をもつ子ども、新たな価値創造に挑戦する子ども、本市に誇りをもつ子ども、という3つの具体的な目指す子どもの姿を掲げ、目標を共有し、一体となって取組を推進します。
- 地域福祉の推進について、子どもの教育を通じて地域の関わりなど連携した取組みを行います。

### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【全国学力・学習状況調査】 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（社会貢献意識の向上）	(小学校6年生) 平成30年度 94.7% (全国 95.2%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 94.4% (全国 94.9%) →令和5年度 全国平均以上

<p>【全国学力・学習状況調査】 地域の行事に参加するという児童生徒の割合 (地域や社会への関心)</p>	<p>(小学校6年生) 平成30年度 64.4% (全国 62.7%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 44.1% (全国 45.6%) →令和5年度 全国平均以上</p>
---	--

### ■北九州市生涯学習推進計画（令和3～7年度）

- 市民一人ひとりの自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりを目指す計画。  
市民の学習活動を総合的に推進するため、「市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。」を目標に、学びを通じて地域課題に対する住民の関心を高めるとともに、住民同士の結びつきを強め、「住民主体のまちづくり」を推進します。
- 地域福祉の推進について、市民の生涯学習の視点から地域課題に対応するための連携した取組みを行います。

#### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
「学習成果を地域活動やボランティア活動など社会に貢献したい」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：85.9% →令和7年度：95%
「地域活動のリーダーやボランティアが増加していると感じる」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：30.6% →令和7年度：50%

### ■第二次北九州市健康づくり推進プラン（平成30～34年度（R4））

- 次世代を担う子どもや若者をはじめとするすべての市民が、社会とのつながりの中で、健やかで心豊かに生活できる幸福な社会の実現を目指します。その実現にあたっては、超高齢社会に対応した持続可能な社会を確保できるよう、市民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めます。そのためには、地域、行政、企業などあらゆる主体が一体となって健康づくりに取組み、市民一人ひとりの自律的・主体的な健康づくり活動を支援する健康都市を目指します。
- 地域福祉の推進について、子どもから高齢者まで健やかで心豊かに生活できる健康都市を目指して、地域、行政、企業など連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
この1年間地域活動・ボランティア活動へ参加した高齢者の割合の増加	平成28年度 地域活動 31.8% →増加 ボランティア 8.8%
地域との交流を楽しんでいる者の割合の増加(40歳以上)	平成28年度 27.7% →令和4年度 51.0%

■北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次）令和元年度～5年度

- 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 地域福祉の推進について、地域と連携したホームレスの自立支援など、地域の理解と協力を得ながらホームレスに関連する諸問題の解決に向けて連携した取組みを行います。

■北九州市安全・安心条例 第2次行動計画（アクションプラン）令和2～6年度

- 北九州市安全・安心条例の規定で「安全・安心なまちづくり」に関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画です。第2次行動計画では、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指す姿として掲げ、「自転車盗・万引き行為防止対策の推進」「性暴力を根絶するための取組の推進」「犯罪をした者の立ち直り支援」の施策を新たに加えました。  
さらに、息の長い社会復帰支援を推進し、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。
- 地域福祉の推進について、安全・安心なまちづくりを目指し、行政、市民、地域団体、事業者等が一体となり、総合的・継続的な取組みや再犯防止について連携した取組みを行います。



### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合	平成 30 年度 85.2% →令和 6 年度 90%以上

#### ■北九州市自殺対策計画（平成 29～令和 8 年度）

- 市民一人ひとりが、つながり、支え合うという価値観を育て、誰もが明日に希望が持てる社会の実現に向け、「生きるための支援」や市民が主役となる「こころの健康づくり」の活動を支援するため、「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」を基本理念に掲げています。
- 地域福祉の推進について、誰もが明日に希望が持てる社会の実現に向け、市民一人ひとりのつながりや支えあいについて連携した取組みを行います。

### <地域福祉に関連する指標>

指標	目標
自殺死亡率 (人口 10 万人当たりの自殺死亡者数)	平成 27 年度 19.04 人 →令和 8 年度 13.33 人 (30%減少)

#### ■北九州市人権行政指針第 2 次改訂版（令和 2 年 1 0 月）

- 人権を尊重するという文化が北九州市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と北九州市とが力をあわせて「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにした指針です。  
さらに、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針です。
- 指針では、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの法整備のほか、SNS の急速な普及に伴う人権侵害、LGBT 等と呼ばれる性的少数者の人権、様々なハラスメントなど個別の人権課題に対する本市の取組み状況も掲載しています。
- 地域福祉の推進においても、本指針に掲げた理念や考え方を踏まえ、人権が尊重されるまちの実現を目指し連携した取組みを行います。

### 3 「北九州市SDGs未来都市計画」との関係

「SDGs」(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169の具体的なターゲットを定めた2030年までの世界の開発目標です。本市は、これまでの取組みが高く評価され、2018年4月、OECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、2018年には、SDGs未来都市に選定されました。本市は、SDGsの先進都市として、市民や企業、団体などと連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。



地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する計画であり、SDGsのゴールの達成に向け、本計画の取組みを推進します。

基本理念	基本目標	関連する主な目標 (ゴール)
地域の特性を活かした地域共生のまちづくり	支え合いの気持ちを育もう	
	支え合いの輪を広げよう	
	支え合いの輪につなげよう	